

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 佐野通夫 外240名

被告 国

(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 天野恵一 外76名

被告 国

原告第4準備書面

(一連の儀式について4)

2020年2月3日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

原告ら訴訟復代理人弁護士 土田元哉

本書面は、天皇の即位に伴って行われた2019年秋以降の儀式のうち、「即位礼正殿の儀」および「大嘗宮の儀」について、事実関係を主張するものである。

記

目次

第1 即位礼正殿の儀について	1
1 即位例正殿の儀とは	1
2 本件即位の儀に至る経過	1
(1) 「平成」代替わり儀式を踏襲	1
ア 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」	1
イ 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」	1
ウ 「平成」代替わりにおける即位の関係の閣議決定等	3
(2) 基本方針の問題性	9
ア 「現憲法下で十分な検討」が行われていない「平成」代替わり儀式	9
イ 「憲法の趣旨」と「皇室の伝統」	11
(3) 式典準備委員会においては憲法的観点からの検討がなされていない	14
(4) 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」	15
ア 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」の設置	15
イ 式典委員会第1回	16
ウ 式典委員会第2回	16
エ 式典委員会第5回	17
オ 式典委員会第6回	17
カ 式典委員会第7回	23
キ 式典委員会においても「憲法の趣旨」は全く無視されている	25
3 本件即位の儀の挙行	25
(1) 「おことば」「寿詞」	25
ア 「おことば」	25
イ 「寿詞」	26
(2) 「おことば」「寿詞」の問題性	26
ア 象徴天皇制・国民主権原理に反する「おことば」	26

イ	象徴天皇制・国民主権原理に反する「寿詞」	28
4	高御座について	29
(1)	高御座の形状・様式	29
(2)	高御座とは	29
ア	賀茂百樹『登極令大要』（所功『近代大札関係の基本史料集成』所収）	29
イ	和田萃『日本政治社会史研究（上）』	30
ウ	川田清彦「即位礼大嘗祭追憶」（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）	30
エ	山折哲雄「玉座について」（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）	31
オ	牟禮仁「即位礼と大嘗祭の基礎知識（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）	31
カ	原武史・吉田裕編『天皇・皇室辞典』27～29頁）	32
(3)	高御座と憲法の関係	34
5	まとめ	34
第2	大嘗宮の儀について	35
1	本件大嘗祭の概要	35
(1)	宮内庁の説明	35
(2)	神社本庁の説明	35
2	本件大嘗祭の様子	36
(1)	大嘗宮の儀	36
(2)	「大嘗宮」には大小30余の建物	37
(3)	“神々のための衣”が供えられる	38
(4)	全国47都道府県から221品目の特産品が並ぶ	39
(5)	大嘗宮には宮内庁職員や皇宮警察が居並ぶ	39
3	本件大嘗祭挙行に至る経過	40
(1)	式典準備委員会など	40
ア	式典準備委員会第2回	40
イ	宮内庁「大嘗祭の骨子について」	41

(2) 大札委員会.....	42
ア 大札委員会の設置.....	42
イ 2018年11月20日開催の大札委員会（第2回）.....	43
ウ 2018年12月19日開催の大札委員会（第3回）.....	44
エ 2019年10月2日開催の大札委員会（第8回）.....	49
4 登極令が定める大嘗宮の儀.....	58
5 大嘗祭に対する考え方（政府見解に対する批判）.....	63
(1) はじめに.....	63
(2) 戦前・戦中の公権的な解釈.....	63
ア 神祇官『大嘗会旨要』明治4. 3.....	63
イ 神祇省『大嘗会告論』明治4年11. 10.....	64
ウ 文部省『大札の要旨』大正4.....	64
ウ 内閣書記官室記録課『（大正）大禮記録』大8. 3.....	64
エ 文部省『大札の要旨』昭3. 10.....	64
オ 内閣大札記録編纂委員会編『昭和大札要録』昭和6. 7. 1.....	65
カ 国定修身教科書『初等科修身卷四』（第五期、昭和18～20）.....	65
キ 小括.....	66
(3) 大嘗祭に関する緒論考.....	66
ア 折口信夫の「真床覆衾」論.....	66
イ 岡田精司の研究.....	67
ウ 岡田莊司の研究.....	68
エ 小倉慈司による岡田莊司説の検討.....	68
オ 小括.....	69
(4) 大嘗祭は皇位継承に不可欠の儀式か.....	69
ア 岡田精司の指摘.....	69
イ 史実に反する政府見解.....	71
6 本件大嘗祭と憲法との関係.....	71

(1) 政教分離原則違反.....	71
ア 政府見解の要旨.....	71
イ 政府見解は政教分離原則に相反する.....	72
(2) 服属儀礼と国民主権・思想良心の自由・信教の自由の問題.....	73
ア 服属儀礼の憲法違反性.....	73
イ 「国栖の古風」.....	73
7 本件後鎮祭について.....	75
8 まとめ.....	75

第1 即位礼正殿の儀について

1 即位例正殿の儀とは

2019年10月22日午後1時から、皇居正殿松の間において、即位礼正殿の儀（以下「本件即位の儀」という。）が天皇徳仁の国事行為として執り行われた。首相官邸ホームページによれば、即位礼正殿の儀とは「御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式」であるとされている。

2 本件即位の儀に至る経過

(1) 「平成」代替わり儀式を踏襲

ア 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」

「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」（以下「式典準備委員会」という。）は、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位がつつがなく行われるよう、関連する式典の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を検討するために」、2018年1月9日付け閣議決定により設置された。

この式典準備委員会第3回が同年3月30日に開催されたが、ここで「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係る基本方針」が決定された。この式典準備委員会の基本方針は「第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について」「第2 各式典の挙行に係る体制について」「第3 天皇陛下在位三十年記念式典について」「第4 天皇陛下の御退位に伴う式典について」「第5 皇太子殿下の御即位に伴う式典について」「第6 大嘗祭の挙行について」からなるが、後日、「第1」から「第5」までについては閣議決定を、「第6」については閣議口頭了解するものとされた。

イ 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」

上記式典準備委員会の基本方針を受けて、同年4月3日付けで「天皇陛下の御

退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針では次のように述べられている。

まず、総論的には、「第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について」の項目において「1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われたうえで挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」とあるように、「平成」代替わり儀式を踏襲することが決定された。

また、具体的な式典については、天皇の「退位の礼」として2019年4月30日に「退位礼正殿の儀」を国事行為として行うこと（第4）、皇太子の「即位の礼」として同年5月1日に「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」を国事行為として行うこと（第5の1・2）、同年10月22日に本件即位の儀と「祝賀御列の儀」を国事行為として行うこと（第5の3・4）、後に「祝賀御列の儀」は同年11月10日に変更）、同年10月22日以降に「饗宴の儀」を国事行為として行うこと（第5の5、の後に、同年10月22日、25日、29日及び31日に決定）、本件即位の儀の翌日に「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」を内閣の行事として行うこと（第5の6）、「皇太子殿下が御即位された年の翌年に」文仁親王・秋篠宮の「皇嗣」就任を祝う「立皇嗣の礼」を国事行為として行うこと（第5の7、後に2020年4月19日に決定）が決定された。また、基本方針においては、この他の関連行事として2019年2月24日に「天皇陛下在位30周年式典」を内閣の行事として国立劇場で行うことが決定された。この式典が2019年の一連の代替わり儀式の前触れとして最初に行われる行事となった（三浦大知、鮫島有美子氏の記念演奏を含めて約1160名の参加で行われた。）。

なお、大嘗祭については、2018年4月2日付け閣議口頭了解「大嘗祭の挙行について」において「大嘗祭の挙行については、『「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について』（平成元年12月21日閣議口頭了解）における整理を踏襲し、

今後、宮内庁において、遺漏のないよう準備を進めるものとする。」ものとされた。

このように基本方針において、本件即位の儀等が国事行為として挙行されることになったが、それは、ただ単に「平成」代替わりの際の即位礼正殿の儀を踏襲することが決定されたに過ぎない。

ウ 「平成」代替わりにおける即位の関係の閣議決定等

なお、基本方針が踏襲した「平成」代替わりにおける即位の礼関係の閣議決定等は以下のとおりである。

(ア) 「『即位の礼』・大嘗祭の挙行について」（1989年12月21日付け閣議口頭了解）

即位の礼準備委員会は、本年9月26日の閣議決定により、内閣に設置され、『即位の礼』の儀式の在り方等について、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすると観点から、慎重な検討を行ってきたところであるが、今般、別紙のとおり検討結果を取りまとめた。

(別紙) 「即位の礼」の挙行について

皇室典範代24条は、皇位の継承に伴い、国事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定しており、「即位の礼準備委員会」は、この儀式等の在り方等について、大嘗祭を含め、4回にわたり15名の方々から御意見を伺い、それらを参考としつつ、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統を尊重したものとすると観点から、慎重な検討を行ってきたところであるが、今般、下記のとおり検討結果をとりまとめた。

記

第1 「即位の礼」について

1 「即位の礼」の範囲

国事行為たる「即位の礼」で、喪明け後に行われるものについては、次の儀式を行うのが相当である。

- ① 即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことほぐ儀

式

(即位礼正殿の儀(仮称))

- ② 即位礼正殿の儀(仮称)終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるためのお列

(祝賀御列の儀(仮称))

- ③ 即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴

(饗宴の儀(仮称))

2 挙行情期

平成2年秋を目途とし、喪明け後に内閣に設置を予定される「即位の礼委員会(仮称)」の協議を経て、内閣において決定すべきものとする。

3 挙行場所

即位礼正殿の儀(仮称)及び饗宴の儀(仮称)は、宮殿で行い、祝賀御列の儀(仮称)は、宮殿をご出発になり赤坂御所にご到着になるまでの間とすることが適当である。

4 参列者数

- ① 即位礼正殿の儀(仮称)の参列者数は、内外の代表2、500名程度とすることが適当である。

- ② 饗宴の儀(仮称)の出席者数は3、400名程度とし、4日間にわたり実施することが適当である。

5 所掌

「即位の礼」は、総理府本府に相当させることが適当である。

(※以下略)

- (イ) 「即位の礼」の挙行について〔大綱〕(1990年1月19日付け即位の礼委員会決定・閣議口頭了解)

「即位の礼」は、国の儀式(憲法第7条第10号)として、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重して、次の要領により挙行する。

1 「即位の礼」の範囲とその意義付け

(1) 即位礼正殿の儀

即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことほぐ儀式

(2) 祝賀御列の義

即位礼正殿の儀終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるための御列

(3) 饗宴の儀

即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴

2 挙行時期・場所

(1) 即位礼正殿の儀は、平成2年11月12日、宮殿において行う。

(2) 祝賀御列の義は、平成2年11月12日、即位礼正殿の儀終了後、宮殿から赤坂御所までの間において行う。

(3) 饗宴の儀は、平成2年11月12日から同月15日までの4日間、宮殿において行う。

3 参列者数

(1) 即位礼正殿の儀の参列者数は、内外の代表2、500名程度を予定する。

(2) 饗宴の儀の参列者数は、3、400名程度を予定する。

4 儀じょう、と列、礼砲及び奏楽

「即位の礼」に際し、儀じょう、と列、礼砲及び奏楽について、自衛隊等の参加を予定する。

5 祝意奉表

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする立法措置を講ずるほか、同日の祝意奉表については、別に定める。

6 「即位の礼」関係行事

内閣総理大臣主催晚餐会、即位礼正殿の儀に用いられる高御座等の一般参観等を行う。

7 その他の実施細目

その他各儀式の細目は、内閣総理大臣が決定することとする。

なお、「即位の礼」に係る事務は総理府本府に相当させることとし、総理府に、「即位の礼実施連絡本部」（本部長・内閣官房長官、副本部長・内閣官房副長官（事務）、本部員・関係省庁事務次官等）を設置し、関係省庁の協力を得て、「即位の礼」の円滑な実施を図る。

(ウ) 「即位の礼の挙行について」（1990年9月19日即位の礼委員会決定）

1 即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀における進行予定等

即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀の進行予定等は、別紙1（※略）のとおりとする。

2 即位礼正殿の儀における天皇皇后両陛下は、正殿口から正殿梅の間の前を経て、正殿松の間にお出ましになる。

侍従が剣璽及び御璽・国璽を捧持する。

また、正殿松の間から正殿竹の間の前を経て、正殿口から御退出になる。

3 即位礼正殿の儀における内閣総理大臣の所作等

(1) 内閣総理大臣が寿詞を述べる位置及び万歳を三唱する位置は、正殿内とする。

(2) 万歳三唱は、次のとおりとする。

内閣総理大臣 御即位を祝して、天皇陛下万歳

参列者 万歳

内閣総理大臣 万歳

参列者 万歳

内閣総理大臣 万歳

参列者 万歳

(3) 即位礼正殿の儀においては、司会進行のための場内放送は行わないこととする。

4 即位礼正殿の儀における正殿の舗設

正殿正面軒下に日像の繡帽額を懸け、正殿松の間に高御座及び御帳台を置くこととする。

5 即位礼正殿の儀における宮殿中庭の装飾

宮殿中庭における装飾は、次のとおりとする。

日像纛	1 旒
月像纛	1 旒
菊花章大錦旛	2 旛
菊花章中錦旛	10 旛
菊花章小錦旛	10 旛
萬歳旛	2 旛
鉦	6 面
鼓	6 面
梓	20 竿

(※以下略)

(エ) 「即位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて」(1990年1月19日付け閣議決定)

- 1 国の儀式として、即位礼正殿の儀を行う。
- 2 即位礼正殿の儀は、平成2年11月12日、宮中にて行う。
- 3 即位礼正殿の儀の細目は、内閣総理大臣が定める。

(オ) 「『即位礼正殿の儀』の細目について」(1990年10月23日付け内閣告示第4号)

平成二年十一月十二日に行われる即位礼正殿の儀の細目は、次のとおりとする。

平成二年十月二十三日 内閣総理大臣 海部 俊樹

一 即位礼正殿の儀の式次第

- 1 天皇陛下が正殿梅の前を経て正殿松の間にお出ましになる。

- 2 皇后陛下が正殿梅の間の前を経て正殿松の間にお出ましになる。
- 3 天皇陛下が高御座にお昇りになる。
- 4 皇后陛下が御帳台にお昇りになる。
- 5 参列者が鉦の合図により起立する。
- 6 参列者が鼓の合図により敬礼する。
- 7 内閣総理大臣が御前に参進する。
- 8 天皇陛下のおことばがある。
- 9 内閣総理大臣が寿詞を述べる。
- 10 内閣総理大臣が御即位を祝して万歳を三唱する。参列者が唱和する。
- 11 内閣総理大臣が所定の位置に戻る。
- 12 参列者が鉦の合図により着席する。
- 13 天皇陛下が正殿松の間から正殿竹の間の前を経て御退出になる。
- 14 皇后陛下が正殿松の間から正殿竹の間の前を経て御退出になる。

二 参列者の範囲

- 1 皇族及び皇室関係者
- 2 外国元首・祝賀使節及び外国使節団の長等並びにこれらの者の配偶者
- 3 衆議院議長、同副議長及び同議員若干人並びにこれらの者の配偶者
- 4 前記3以外の衆議院議員
- 5 参議院議長、同副議長及び同議員若干人並びにこれらの者の配偶者
- 6 前記5以外の参議院議員
- 7 内閣総理大臣及び国務大臣並びにこれらの者の配偶者
- 8 最高裁判所長官及び最高裁判所判事並びにこれらの者の配偶者
- 9 元内閣総理大臣、元衆議院議長、元参議院議長及び元最高裁判所長官並びにこれらの者の配偶者
- 10 立法機関の職員の中で参列するにふさわしい者
- 11 内閣官房副長官、政務次官、内閣法制局長官、人事官、公正取引委

員会委員長、検事総長、次席検事、検事長及び各省庁の事務次官等

- 12 行政機関の職員の中で参列するにふさわしい者
- 13 高等裁判所長官
- 14 司法機関の職員の中で参列するにふさわしい者
- 15 都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表並びにこれらの者の配偶者
- 16 前記 15 以外の都道府県知事及び都道府県議会議長
- 17 市長の代表及び市議会議長の代表並びにこれらの者の配偶者
- 18 町村長の代表及び町村議会議長の代表並びにこれらの者の配偶者
- 19 以上のほか、次の各号の一に該当する者の中で参列するにふさわしい者
 - (1) 各界において代表的立場にある者
 - (2) 前記(1)以外の者で、例えば、次に掲げる者
 - ア 文化勲章受章者及びその配偶者
 - イ 文化功労者、勲章受章者、褒章受章者その他各種の章を受賞した者
 - ウ 研究等で顕著な業績を挙げた者
 - エ 技術、技能、芸術、文化及びスポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - オ 産業及び経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - カ 社会教育、社会福祉あるいは更正関係の各分野で貢献のあった者
 - キ 婦人及び青少年の代表者
 - ク 海外在住日系人の代表者

(2) 基本方針の問題性

ア 「現憲法下で十分な検討」が行われていない「平成」代替わり儀式

以上が基本方針で決まった内容だが、この基本方針の二つの原則である「憲法

の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したもの」という点及び個々の具体的な儀式の持つ意味については別途述べるとして、ここで、「平成の代替わり儀式」は「現憲法下において十分に検討が行われたもの」と述べられていることについて指摘しておきたい。結論的に言えばそれは全く事実と違う。

すなわち、1988年9月に昭和天皇が重態になり、代替わりが予測された時、野党議員が代替わり儀式について説明を求めたのに対し、政府は「こういう時期なので、ひたすら回復を祈っている段階であり、レクチュアは勘弁してほしい」（1988年9月26日「関係省庁への事前の説明要請に付いて」）「具体的内容につきましては、現在お答えのできる段階ではございません」（同年11月8日、衆院決算委員会、小渕官房長官弁）と答弁を拒否していた。そして、翌年1月7日、昭和天皇が死去（午前6時33分）した直後、新天皇の「剣璽等承継の儀」（午前10時）が行われる直前の閣議において初めて「剣璽等承継の儀」や「即位後朝見の儀」の2つの行事が国事行為として行われることが明らかにされた。

このように「平成の代替わり儀式」は「現憲法下において十分検討が行われた」ものとは決していえないものである。この点は明確に指摘しておく。

たしかに、これらの「踐祚」の儀式（後述）が終了した後、昭和天皇の大喪中である1989年9月に、翌年に予定されている「即位の礼」をどのように行うかを検討する森山内閣官房長官を委員長とする「即位の礼準備委員会」が設置され（同日藤森宮内庁長官を委員長とする「大礼準備委員会」も発足）、その中で、有識者からのヒアリングを含めた「検討」が行われた。しかし、この準備委員会の検討は、同年11月7日の第1回ヒアリングの当日、各紙朝刊が一斉に即位の礼・大嘗祭に関する政府原案（後にそのとおりに決定）を報道したように、形だけのものであった。昭和天皇の死去直後における儀式は、旧登極令の「踐祚」に倣い挙行されたものであったが、それが、以降の「大礼」（即位の礼と大嘗祭）の方向性を決めてしまったのである。

また、2018年2月20日に開催された式典準備委員会第2回においては、

「平成」代替わり儀式が「現憲法下において十分検討が行われた」ものとする点に関連して、資料6として「平成の御代替わりに伴う儀式に関する最高裁判決」が提出され、裁判においても最高裁が合憲との判断をしている旨強調された。

しかし、これは不正確である。「平成」代替わり儀式を巡っては、1990年9月に「納税者基本権」に基いて、諸儀式・行事がいずれも神道儀式であり、憲法の政教分離原則及び国民主権原理に違反するとして、その差止めと精神的苦痛に対する損害賠償を求める国家賠償請求訴訟（大阪即位礼大嘗祭違憲訴訟）が提起された。さらに、「平成」代替わり儀式終了後、大分、鹿児島、神奈川、東京で知事などが即位の礼や大嘗祭（含む関連儀式）に出席等をしたことは、政教分離原則などに違反し、そのための公費支出は違憲・違法であるとして支出の返還と損害賠償を求めた住民訴訟が起こされた。

後者の4件はいずれも最高裁で知事などの儀式への出席などは「社会儀礼としての参列で、政教分離に反しない」という判断が行われた。ただし、これは国が即位の礼や大嘗祭を挙行することの合憲、違憲そのものの判断ではなく、それらの儀式・行事へ知事などが出席などしたことの是非を判断したものであった。

これに対して、国のそれらの儀式の執行そのものを問うたのが前者の大阪即位礼大嘗祭違憲訴訟である。1995年3月の大阪高裁判決では、訴訟手続上の問題等により訴えそのものは退けられ、敗訴したが、その結論を導き出す過程において「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、・・・政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概に否定できない」とし、「即位の礼」に関しても「天皇が主権者の代表である首相を見下ろす位置で『お言葉』を発するなど、現憲法の国民主権原則の趣旨にふさわしくないとと思われる点がなお存在することも否定できない」との指摘がされている（原告が上告せずこの判決は確定）。

イ 「憲法の趣旨」と「皇室の伝統」

さらに、基本方針は「憲法の趣旨に沿い」ながら「皇室の伝統を尊重」するものとされている。しかし、このような問題の立て方自体が批判されるべきである。

そもそも、「皇室の伝統」自体、何を意味するのか不明確であるし、大日本帝国憲法下における国体原理を根本から否定した現行憲法においては、「皇室の伝統」なるものとは緊張・対立関係こそあれ、国家が「尊重」すべき対象ではない。現在、天皇・天皇制は主権者国民の下におかれた国家機関の一つにすぎない。現行憲法下における天皇・天皇制の存立根拠は、あくまで主権者国民であり、「皇室の伝統」などではない。また、その「皇室の伝統」をありもしない神話の世界に求めることなどナンセンスであるし、古代・中世・近世・近代の天皇制は時代時代によって様相を異にしており、一貫した「伝統」などは存在しない。あえて過去の天皇・天皇に言及するのであれば、現行憲法制定の契機となった近代以降の天皇・天皇制に目を向けるべきである。

そもそも明治天皇制以来、天皇は、内には日帝ブルジョワ階級の頂点として、階級支配の要であり、その階級秩序維持のため治安弾圧法規発動の根源であった。治安維持法における「国体」とは「憲法一条（注：大日本帝国憲法）ハ大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治スト規定シ我国国体ノ如何ナルモノナリヤヲ明示シタリ即チ万世一系ノ天皇ヲ君主トシテ奉戴スルコトカ我国ノ国体ナリ換言スレハ万世一系ノ天王ヲ戴ク君主制カ我国ノ国体ナリ治安維持法第一条ニ所謂国体モ亦此ノ意義ヲ有スル」（治安維持法被告事件・大審院1932年7月9日判決）であり、まさに天皇が統治する国家秩序にほかならない。特高警察による拷問を受け、死を強制された小林多喜二らは、天皇により虐殺されたのである。それとともに、天皇は、神社神道と皇室神道を結合させた国家神道、その基本教典たる教育勅語による国民統合・支配体制の最高権力者であった。国会神道は「神社は宗教にあらず」として全国民を統合・支配するイデオロギーであった。靖国神社と伊勢神宮は国家神道体制下の主要な神社であり、日本軍兵士たちは戦没→靖国神社への合祀→天皇の「御親拝」というプロセスを経ることにより、「天皇の赤子」として戦争で死ぬことが最高の名誉であるとの観念を扶植され、兵士たちの家族たちも「父や息子や夫を今こそ天皇にお返しするのだ。」として戦時動員体制に組み込まれていった。教育勅語には「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ

天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とある。すなわち、「臣民」たる国民は、ひとたび戦争が起これば、天皇のために生命を捧げよ、といったのである。また、天皇は、外には帝国主義侵略戦争の最高責任者であった。日本軍兵士・日本人警察たちは、天皇の「醜の御楯（しこのみたて）」として、アジア人民に苛烈極まる暴力支配を行い、2000万人を超えるアジア人民の命を踏みにじり、強制連行、皇軍「慰安婦」＝性奴隷などを強いた。例えば、中国大陸においては南京大虐殺、重慶大爆撃、731部隊による「人体実験」、細菌戦・毒ガス戦、三光作戦、「満州」帝国の樹立などにより多くの人民が支配、虐殺され、ありとあらゆる物が奪われ、焼き尽くされた。さらに、朝鮮半島においては、1875年の江華島（カンファド）事件、そして1910年の強制「併合」による植民地化以来、日本の軍事支配下に置かれ、日本軍の兵站基地とされた。日本軍警は、日本軍支配に抗する朝鮮人民を「叛徒」「暴徒」「兇徒」「匪賊」「匪徒」「賊徒」「鼠賊」（これらは『靖国神社忠魂史』で実際に使用されている言葉である。）とし恣に虐殺された。日本語強制により言葉を奪われ、創氏改名により姓名を奪われ、供出によりあらゆる物を奪われ、徴兵制など軍事動員により身体と生命を奪われ、神社参拝・宮城遙拝・皇国臣民の誓詞などの皇民化政策より天皇に跪かされ、日本人となることを強制された。朝鮮半島においても治安維持法が適用されたが、抗日闘争に対しては死刑判決を含む重罰化攻撃が打ち下ろされている。

天皇はこうしたアジア人民虐殺の戦争責任を居直っている。のみならず、前天皇明仁は「戦没者慰霊」などと称し、サイパン、パラオ、フィリピン、沖縄、広島、長崎を訪れた。天皇により死を強制された人たちが、なぜ天皇に「慰霊」されなければならないのか。

これらの点について、基本方針は全くの無自覚であり、「平成」代替わりの踏襲が当然のこととされていたのである。天皇・天皇制の血塗られた歴史を一切顧み、反省することなく、天皇即位の儀式を「内外の代表がことほぐ儀式」などといともたやすく論ずることなど許されるべきではない。

(3) 式典準備委員会においては憲法的観点からの検討がなされていない

合計3回開催された式典準備委員会では、現行憲法の観点から即位礼正殿の儀を国事行為として挙行することの是非について実質的議論は何もなされず、「平成」代替わりの例に倣うことは所与の前提とされていた。

このことは式典準備委員会の議事録に次のように散見される。「皇太子殿下の御即位に伴う即位の礼については、平成度の考え方を踏襲していくことが基本であると考えている。」(第1回議事録)。「即位礼正殿の儀では、伝統を踏まえ高御座を使った方が良い。」(有識者ヒアリング・元内閣官房副長官石原信雄)。

「基本的に平成の御代替わりに際して行われた儀式を踏襲することがふさわしいと考える。『即位礼正殿の儀』『祝賀御列の儀』『饗宴の儀』が国の儀式として行われたことについて、特段の異論はない。」(同元最高裁判所判事園部逸夫)。

「即位の礼は、前例と同じく、(ハ)『剣璽等承継の儀』(ニ)『即位後朝憲の儀』及び(ホ)本格的な即位礼を含み、いずれも新天皇の国事行為として実施できる。」(同・京都産業大学名誉教授所功)。「新天皇に関わる平成の儀式は、基本的に踏襲して良いものと思われる。」(東京大学資料編纂所教授本郷恵子)。

「本年は、明治150年に当たる年である。その翌年に天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が御即位される。これらに関連する儀式・行事が、国民にとって我が国の過去と未来に思いを馳せ、国の弥栄を願う絶好の機会となることを期待したい。」(第3回議事録)。

このように、式典準備委員会においては、基本方針に「憲法の趣旨に沿い」と謳われつつも、憲法的観点からの検討は全くなされず、挙句の果ては、何ら根拠もなく、天皇代替わり儀式を「国の弥栄を願う絶好の機会となる」などと位置付ける委員もいたのであった。

式典準備委員会において、唯一、儀式の進行について指摘されていることは、「平成」代替わりの際には、日程が過密であり、天皇や参加者に負担がかかったもので、これを改めるべきだという極めて些末・非本質的な点であった。次のとおりである。「(※『平成』代替わり儀式においては)天皇皇后陛下におかれては、

いかに過酷な御日程でお務めになった。」「両陛下におかれては、大変なものであったとのご様子で、今回のことをお気遣いなされていると拝察している。」「両陛下は最初の、外国元首等からのご挨拶を受けられるだけで、お立ちのままで約1時間半を費やしておられ、当日は午後11時過ぎかまで御対応になられたものである。「大嘗祭は、即位礼から空白なく行われ、11月22日の夕方から翌日23日の朝まで長時間にわたる、一世に一度の重要な祭儀であった。赤坂御所を出発されてからお戻りになるまで、所要約12時間、お戻りは午前4時過ぎになったところである。引き続き11月24日から『大饗の儀』が2日間にわたり、計3回開催された。」「皇室の伝統により、即位礼・大嘗祭の後、直ちに伊勢神宮や山稜の御親謁にお出ましになっており、大嘗祭後もお忙し御日程が続いたところである。」「こうした平成度の状況も踏まえ、即位礼正殿の儀をもう少し早めに行い、大嘗祭までの日程に余裕をもつようにしていただきたい。」。

このように、式典準備委員会においては、憲法的観点からするとどうでもよい議論が大まじめになされていたのであった。そもそも、式典準備委員会においては「憲法の趣旨に沿い」といいながら、国民主権・平和主義・基本的人権・政教分離などといった現行憲法上の大原則について一切触れられていない。「憲法の趣旨」に則るのであれば、天皇代替わり儀式に巨額の国民の血税を注ぎこむことなどはあってはならず、天皇・天皇制により流血を強制されたアジア人民に対して、真相究明・謝罪・賠償・二度と繰り返さない旨の誓約を最優先すべきである。まったくもって、式典準備委員会における議論は、憲法的価値からは到底かけはなれた、逆立ちの論理に立脚したものであった。

(4) 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」

ア 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」の設置

基本方針を踏まえ、2018年10月12日付け閣議決定に基づき「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」（以下「式典委員会」という。）が設置された。同閣議決定によると、設置の趣旨は「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に関連する国の儀式等の円滑な実施が図られるよ

う、各式典の大綱等を決定するため」とある。

イ 式典委員会第1回

同年10月12日に開催された式典委員会第1回においては、冒頭に総理大臣安倍晋三が「各式典が、国民こぞって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう、委員各位のご協力をお願いしたい。」旨挨拶した。この挨拶の中でも、アプリアリに新天皇への代替わりは「国民こぞって寿ぐ」ものとされている。

次に、本件即位の儀につき、委員からは次のような旨の発言があった。「先般各議決定された基本方針においては、『平成の御代代わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき』との考え方が示されていることから、今後の検討に当たっては、この考え方を踏まえることが適当である。」。このように式典委員会においても、無批判に「平成」代替わり儀式を踏襲することが確認されている。

ウ 式典委員会第2回

式典委員会第2回は同年11月20日に開催された。

ここにおいても、委員から「平成の御代代わりに伴い行われた式典は、先般閣議決定された基本方針にもあるように、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものである、また、平成の式典に関して訴訟も提起されたが、最高裁判所において、憲法に違反するものではないということが認められている、このような平成の式典の前例も踏まえながら、今後検討する『即位礼正殿の儀』などの詳細については、皇室の伝統を尊重しつつ、憲法の趣旨に沿ったものとなるよう留意してほしい」旨の発言があったように、「皇室の伝統を尊重しつつ、憲法の趣旨に沿った」という枠組みが確認されている。

そして、本件即位の儀の参列者数を「内外の代表2、500名程度」とすること、荒天を念頭に、「平成」代替わりの際には宮殿中庭側に設置された仮設ステージを設置しないことが決定された。

エ 式典委員会第5回

2019年5月21日に開催された式典委員会第5回においては「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表について」が決定された。その内容は次のとおりである。「即位礼正殿の儀当日（10月22日）、祝意を表するため、各府省において、下記の措置をとるものとする。」「1 国旗を掲揚すること。2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。」。

このように、全国規模で、公共団体以外の学校、会社、その他一般に対しても、国旗の掲揚を「要望」するものとなっている。「要望」といいつつも、国旗掲揚が実質的には義務的なものであったことは想像に難くない。

この点、委員からは「5月1日の天皇陛下の御即位に当たっては、国民各界各層において祝賀の機運が大変高まったところである、即位の礼正殿の儀の行われる10月22日も、国民こぞってお祝いする観点から、祝意奉表を行うべきである、このことは、先の国会において成立した天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の趣旨にも合致する」旨の発言があった。この発言からも、本件即位の儀は「国民こぞってお祝いする」ものとして位置づけられていることがわかる。しかも「祝意奉表」は「行うべき」とされているように、「祝意奉表」は事実上の強制であったのである。

オ 式典委員会第6回

同年6月20日に開催された式典委員会第6回においては、次の「即位礼正殿の儀の次第概要等について」が決定された。

(ア) 「即位礼正殿の儀の次第概要等について」

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙1のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。

3 内閣総理大臣の所作

内閣総理大臣は、正殿内において、寿詞を述べ、万歳を三唱する。

4 式場の設え等

(1) 正殿内の設え

正殿松の間に高御座及び御帳台を置く。

(2) 威儀の者等の配置

宮殿中庭に、威儀の者、威儀物棒持者、司鉦司鼓、鉦鼓の係員及び衛門を配置する。

(3) 宮殿の装飾

宮殿は、繡帽額、萬歳旛、日像纛旛、月像纛旛、菊花章大錦旛、菊花章中錦旛、菊花章小錦旛、鉦、鼓及び杵で装飾し、威儀物棒持者が太刀、弓、胡籥、杵及び盾を棒持する。

5 服装

(1) 天皇陛下

御束帯（黄櫨染御袍）

(2) 皇后陛下

御五衣、御唐衣、御裳

(3) 皇嗣殿下

束帯（黄丹袍、帯剣）

(4) 皇嗣妃殿下

五衣、唐衣、裳

(5) 皇族殿下（男子）

束帯（帯剣）

(6) 皇族各殿下（女子）

五衣、唐衣、裳

(7) 宮内庁長官、侍従長等

束帯

(8) 女官長等

五衣、唐衣、裳

(9) 威儀の者、衛門

束帯（帯剣、弓）

(10) 威儀物捧持者、司鉦司鼓等

束帯

(11) 参列者

男子 燕尾服、モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

女子 ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの
勲章着用

6 その他

儀式の細目は、内閣総理大臣が定める。

(イ) 別紙1「即位礼正殿の儀次第概要」

天皇陛下が正殿松の間にお出まし

〔侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持〕

天皇陛下が高御座にお昇り

〔侍従が剣、璽、国璽及び御璽を高御座の案上に奉安〕

皇后陛下が正殿松の間にお出まし

皇后陛下が御帳台にお昇り

参列者敬礼

天皇陛下のおことば

寿詞（内閣総理大臣）

万歳三唱

天皇陛下が御退出

〔侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持〕

皇后陛下が御退出

〔儀式は、午後 1 時（天皇陛下が正殿松の間にお出まし）に始まり、おおむね午後 1 時 30 分（皇后陛下が御退出）に終わる。（予定）〕

(ウ) 別紙 2 「即位礼正殿の儀参列者推薦基準」

1 皇室関係

2 立法機関

(1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻

(2) 国会議員（衆・参両院議長、副議長、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官を除く。）

(3) 国会事務局（国立国会図書館を含む）の職員で参列するにふさわしい者

3 行政機関

(1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻

(2) 国务大臣

(3) 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、内閣法制局長官

(4) 内閣危機管理監、内閣情報通信政策監、国家安全保障局長、個人情報保護委員会委員長、公害等調整委員会委員長、運輸安全委員会委員長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、内閣法制次長、事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、統合幕僚長

(5) 会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長

(6) その他の職員で参列するにふさわしい者

4 司法機関

(1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻

(2) 最高裁判所判事

(3) 高等裁判所長官

(4) その他の職員で参列するにふさわしい者

5 元三権長

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官各夫妻

6 地方公共団体

- (1) 都道府県知事、同議会議長
- (2) 政令指定都市の市長、同議会議長
- (3) 市長の代表(2)、同議会議長の代表(2)
- (4) 町村長の代表(2) 同議会議長の代表(2)

7 外交関係

外国元首・祝賀使節等夫妻、駐日外国大使等

8 各界代表

次の各号の一に該当する者

- (1) 各界において代表的立場にある者
- (2) (1) 以外の者でふさわしい者、例えば、次に掲げるところに該当する者
 - (ア) 文化勲章その他の勲章受章者、褒章受章者、文化功労者
 - (イ) 研究等で顕著な業績を挙げた者
 - (ウ) 技術、技能、芸術、文化、スポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - (エ) 産業、経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - (オ) 社会教育、社会福祉あるいは更生関係の各分野で貢献のあった者
 - (カ) 青少年を代表するにふさわしい者
 - (キ) 国際親善の増進等に貢献のあった者
 - (ク) 海外日系人を代表するにふさわしい者

9 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等各代表

- (エ) これらの決定事項に関連して、同式典委員会において、委員からは次のような趣旨の発言があった。

「即位礼正殿の儀において、天皇陛下が高御座にお昇りになり、そこからお

ことばを述べられるのは、古来の皇室の伝統に則ったものであり、御即位を公に宣明されるという儀式の意義にかなうものである」。

「即位礼正殿の儀において、内閣総理大臣が、国民の代表として、正殿内において、寿詞を述べ、万歳三唱を行うこととするのは、適切である」。

「即位礼正殿の儀は、皇位の世襲制をとるわが国の憲法の下で、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、宗教上の儀式としての性格を有するものではない。また、高御座は、歴史上、伝統的皇位承継儀式において用いられてきたものであり、皇位と結びついた古式ゆかしい調度品として伝承されてきたものであると理解している。即位礼正殿の儀において、そのような調度品として高御座を用いることは、憲法に定める政教分離原則や国民主権原則との関係において問題はない」。

「昨年4月に閣議決定された基本方針において、各式典の基本的な考え方や内容や平成度を踏襲するべきとされたことを踏まえて剣璽等を棒持・奉安すること、正殿や宮殿中庭の装飾、威儀の者等を配置することは、皇室の伝統にかなうものである」。

「即位礼正殿の儀は、もとより、宗教上の儀式としての性格を有するものではない。その上で、この儀式において、皇位のしるしとして皇位承継者に伝えられてきた、皇室経済法に規定された皇位とともに伝わるべき由緒ある物である剣及び璽、また、天皇の国事行為で使用される国璽及び御璽を陛下の傍らに安置することは、憲法に定める政教分離原則などに反するものではない」

このような委員の発言から明らかなように、同式典委員会においても「平成」代替わりを踏襲することが所与の前提とされている。とりわけ、なぜ、天皇が高御座で「おことば」を述べるのか、総理大臣が「国民の代表」として「寿詞」を述べ、「万歳三唱」をしなければならないのか、高御座の宗教意味合い、剣璽等の宗教的意味合いなどといった点について、実質的な議論は何もなされておらず、「皇室の伝統」をひたすら強調するのみであった。

カ 式典委員会第7回

同年9月18日に開催された式典委員会第7回では「即位礼正殿の儀の細目について」が決定された。

(ア) 「即位礼正殿の儀の細目について」は次のとおりである。

一 即位礼正殿の儀次第

- 1 午後零時三十分、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官が宮殿の千草の間及び千鳥の間に参集する。
- 2 午後零時五十分、参列者が所定の位置に着席する。
- 3 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官が正殿松の間に入り、所定の位置に着く。
皇位継承式典事務局長が誘導する。
- 4 皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が正殿梅の間の前を経て正殿松の間に入られ、所定の位置に着かれる。
皇嗣職官務官長が誘導する。
- 5 午後一時、天皇陛下が梅の間側扉から正殿松の間にお入りになる。
式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持し、侍従長、侍従及び宮内庁次長が随従する。
- 6 天皇陛下が高御座にお昇りになる。
- 7 侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を高御座の案上に置く。
- 8 皇后陛下が梅の間側扉から正殿松の間にお入りになる。
式部副長及び侍従次長が前行し、女官長、女官及び皇嗣職大夫が随従する。
- 9 皇后陛下が御帳台にお昇りになる。
- 10 参列者が鉦の合図により起立する。
- 11 侍従及び女官が高御座及び御帳台の御帳を開く。
- 12 参列者が鼓の合図により敬礼する。

- 13 内閣総理大臣が御前に参進する。
- 14 天皇陛下のおことばがある。
- 15 内閣総理大臣が寿詞を述べる。
- 16 内閣総理大臣が御即位を祝して万歳を三唱する。参列者が唱和する。
- 17 内閣総理大臣が所定の位置に戻る。
- 18 侍従及び女官が高御座及び御帳台の御帳を閉じる。
- 19 参列者が鉦の合図により着席する。
- 20 天皇陛下が正殿松の間から正殿竹の間の前を経て御退出になる。
前行及び随従はお出ましのときと同じである。
- 21 皇后陛下が正殿松の間から正殿竹の間の前を経て御退出になる。
前行及び随従はお出ましのときと同じである。
- 22 皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下が正殿松の間から正殿竹の間の前を経て退出される。
- 23 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官が性で松の間から退出する。
- 24 参列者が退出する

(※以下略、前掲「即位礼正殿の儀の次第概要等について」と同旨)

(エ) これらの決定事項に関連して、同式典委員会において、委員からは次のような趣旨の発言があった。

「かつて京都御所で行われていた即位礼において、歴代の天皇は、式場である紫宸殿の後方からお出ましになり、高御座にその後方の階段からお昇りになった上で、初めて参列者にお姿を現されていた。今回は、宮殿中庭に仮設ステージを設置しないこととする一方で、大小のモニターを多数設置することにより、参列者に天皇皇后両陛下のお姿を十分に伝えることができるようになったので、お出ましの経路をより伝統に沿ったものとすることは、適切である」

「即位礼正殿の儀は、もとより宗教上の儀式としての性格を有するものではなく、また、歴史上、伝統的皇位継承儀式において用いられ、皇位と結びつい

た古式ゆかしい調度品として伝承されてきた高御座から天皇陛下がおことばを述べられることは、憲法との関係において問題はない。また、即位礼正殿の儀の細目案は、皇室の伝統等を尊重したものであるとともに、憲法の趣旨に照らしても適切なものである」

「細目案は、『御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外にことほぐ』という儀式の趣旨を満したものである。また、先般決定したした次第概要等を踏まえながら、服装面では御高齢の皇族殿下の御参列にも配慮したものとされており、適切である」

同式典委員会における議論についても、これまでと同様のことが指摘でき、憲法的な観点から実質的な検討は何ら加えられておらず、「皇室の伝統」を前面に打ち出すのみであった。

キ 式典委員会においても「憲法の趣旨」は全く無視されている

以上の式典委員会における議論ならぬ議論を経て、同年10月22日午後1時5～1時35分の間に皇居宮殿正殿松の間等において本件即位の儀が挙行されるに至る。

前述したように、基本方針においては「憲法の趣旨に沿い」とあったが、式典委員会においても何ら国民主権・平和主義・基本的人権・政教分離などといった現行憲法上の大原則と本件即位の儀との関係について、実質的な議論な議論は何もなされなかった。「皇室の伝統」を金科玉条とし、ただひたすら「平成」代替わり儀式に倣うものとされていたのである。

3 本件即位の儀の挙行

(1) 「おことば」「寿詞」

ア 「おことば」

本件即位の儀は、上記「即位礼正殿の儀の細目について」に沿い、挙行された。

本件即位の儀において天皇徳仁は次のような「おことば」を述べた。

「さきに、日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより皇位を継承い

たしました。ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします。上皇陛下が三十年以上にわたる御在位の間、常に国民の幸せと世界の平和を願われ、いかなるときも国民と苦楽を共にされながら、その御心を御自身のお姿でお示しになってきたことに、改めて深く思いを致し、ここに、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓います。国民の叡智とたゆみない努力によって、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを切に希望いたします。」。

イ 「寿詞」

また、首相安倍晋三が述べた「内閣総理大臣の寿詞」は次のとおりである。

「謹んで申し上げます。天皇陛下におかれましては、本日ここにめでたく『即位の礼正殿の儀』を挙行され、即位を内外に宣明されました。一同こぞって心からお慶び申し上げます。ただいま、天皇陛下から、上皇陛下の歩みに深くお思いを致され、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、日本国憲法にのっとり、象徴としての責務を果たされるのお考えと、我が国が一層発展し、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを願われる気持ちを伺い、深く感銘を受けるとともに、敬愛の念を今一度新たにいたしました。私たち国民一同は、天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ、心を新たに、平和で、希望に満ちあふれ、誇りある日本の輝かしい未来、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ時代を創り上げていくため、最善の努力を尽くしてまいります。ここに、令和の代の平安と天皇陛下の弥栄をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。」。

(2) 「おことば」「寿詞」の問題性

上記「おことば」「寿詞」の問題性については、詳しくは追って主張するが、本準備書面においては、とりあえず次の点を指摘しておく。

ア 象徴天皇制・国民主権原理に反する「おことば」

まず、「おことば」における「日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめ

を果たすことを誓います。」との点である。ここでは、天皇自身が「象徴」としての地位をより積極的、主体的、能動的に打ち出し、「象徴としてのつとめを果たす」と誓っているのである。

しかし、現憲法下においては、象徴天皇制は国民主権原理の下における国家の一機関にすぎず、象徴天皇には何ら積極的、主体的、能動的な「象徴としてのつとめ」などは予定されていない。それどころか、このような「象徴としてのつとめ」は国民主権原理に反するものといわなければならない。憲法1条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とあるが、例えば、芦部信喜『憲法』第7版46頁によれば「憲法一条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにあると考えなければならない。」と解されているのであり、天皇自身が「象徴的としてのつとめ」をより強調することなどは「日本国民の総意」を超えるものというほかない。また、横田耕一『憲法と天皇制』16～17頁においては次のように指摘されている。「『国民統合の象徴』というのは、国民を『統合する』象徴ということではない。『国民が統合していること』を象徴するのである。したがって、ある論者は、こうした天皇存在を鏡になぞらえて、天皇は鏡のように、国民が強固に統合していれば強固に統合した形を、バラバラであればバラバラなままで、そのまま写す存在だと論じているが、法的にそのように消極的で受け身の存在としてとらえられる。これを逆に積極的に『統合する』ものとしてとらえ、『天皇によって国民の精神的な一体性が確保される』とか、『天皇はいばば扇の要のようなもので、なければ日本国民はバラバラになる』とか、『天皇の精神的・倫理的・歴史的な尊厳性・公共性・純粋性によって国民的・民族的意識を統合し且つそれを表現するもの』とかと理解して、天皇が存在しなければ国民の統合もなく、したがって、日本国民にとって天皇は不可欠の存在である（江藤淳によれば、『天皇陛下と皇室がなくなると、国民の荒廃が全部表に噴出して、日本は滅びる』のである）というように、天皇を宿命

的な存在としてとらえるべきではない。」。

イ 象徴天皇制・国民主権原理に反する「寿詞」

次に「寿詞」である。「寿詞」においても、「おことば」と照応して「象徴としての責務を果たされる」とあるが、上記の問題点を同様に指摘し得る。

また、「寿詞」では「私たち国民一同は、天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ」とされている。しかし、国民主権原理の下においては、天皇は「国民一同」が「仰ぎ」みる存在ではない。「仰ぐ」とは上を向いて高いところを見る意であるが、天皇は「国民一同」よりも上位の存在にはないのである。しかも、「仰ぎ」との文言が付されることにより、あたかも天皇が「日本国及び日本国民」を統合する主体であるとも解せられ、総理大臣にすぎない安倍晋三がこのような言説を行うことは憲法1条に真っ向から反し、国民主権原理の破壊そのものである。この点について、前掲『憲法と天皇制』25頁には次のように指摘されている。「さて、天皇が主権者国民の被造物であるとするならば、両者の上下関係はおのずから明らかである。主権者が国民であること、被造物がそれを作った者よりも上位にあるとするのは背理であること、天皇一種の公務員として国民全体の奉仕者であること、などを考えると、天皇が国民よりも上位にあるとは考え難い。これに加えて、『承認』という言葉は、通常は上位の者が下の者に対して行う行為であるとして、天皇は内閣よりも下位にあるとした制憲時のGHQの対応を考えると、論理的には、次のような序列が認められる。すなわち、主権者国民が最上位にあり、次いで国権の最高機関たる国会があり、それに基礎を置く内閣があり、その助言と『承認』によって国事行為を行う天皇があるとするのが(国民→国会→内閣→天皇)、少なくとも憲法の論理にもっとも適合的であるように思われる。ともあれ、天皇が国民よりも上位にあろうはずはないから、『天皇を日本国の象徴として上にいただいている』などしたり、『われわれは天皇を象徴としていただいているのであるから、その天皇の代をことほぐのは当然だ』などとする見解は、天皇の憲法上の位置について誤解していると言わなければならない。」。

4 高御座について

本項の最後に、天皇即位儀礼に用いられる高御座について論ずる。前述したように、式典委員会においては「高御座は、歴史上、伝統的皇位承継儀式において用いられてきたものであり、皇位と結びついた古式ゆかしい調度品として伝承されてきたものであると理解している。即位礼正殿の儀において、そのような調度品として高御座を用いることは、憲法に定める政教分離原則や国民主権原則との関係において問題はない」などと論じられていたが、高御座をそのようなものとして軽々に捉えることはできない。

(1) 高御座の形状・様式

現在の高御座は、1909年の登極令附式に基づき、大正天皇の即位に際して新調されたものである。高御座は、長方形下壇（正面6.06m、側面5.45m）、長八角形中壇（対辺距離正面5.55m、側面3.90m）、長八角形上段（同4.95m、側面3.30m）の3層の黒塗りの継壇からなる。下壇には赤地、中・上段には青地の敷物を敷き、上段には畳、椅子を重ねる。下壇から壇下にかけて背面に5級の木階をつけるが、両側面3級の木階は「平成」即位の儀の後に撤去された。また、下壇と木階には高欄をめぐらす。柱は円柱で上壇に8本立ち、柱上には長八角形方形造の蓋をのせる、各隅木鼻には蕨手をつけ、その上に鳳凰をおき、蕨手下には幡を下げる。蓋の頂上には方形露盤をのせ、その上に蕨手上のものより一まわり大きな鳳凰をおく。軒先各辺には鏡と唐草の装飾を交互に配す。柱間は開放で、各間に引き分けの帷をかけ、内法長押下には帽額を下げる。

(2) 高御座とは

高御座については次のように説明されている。

ア 賀茂百樹『登極令大要』（所功『近代大礼関係の基本史料集成』所収）

抑とこれを天津高御座と申すは、天照大神より受け継ぎませる御座なればなり。この高御座に登り給ひて、始て天皇とならせ給ふなれば、実にこの高御座は神聖のものにて、決して他人の覬覦すべからざること勿論なり。『延喜式』祝詞に「皇

親神魯美之命以氏、皇御孫之命乎天津高御座爾坐氏、天津爾乃劍鏡乎棒持賜天、言寿宣志久、天津日嗣遠、万千秋乃長秋爾大八洲豊葦原瑞穂之國乎、安凶止平氣久所知食止言寄奉賜。」とあり。此の祝詞によりても、この天津高御座には、天皇が自ら登り給ふにもあらず、また国民が天皇として登らせ奉る儀にもあらずして、皇祖の登らしめ給ふ儀なることを知るべく、上にも述べし如く、天祖如在の礼を尽して、大礼を挙げさせらるゝ最も重大の儀式と知るべし。

イ 和田萃『日本政治社会史研究（上）』

天つ日嗣とは、歴代の天皇による皇位の承継を、延いては天皇の御位そのものを意味している。従って、天つ日嗣高御座の語は、タカミクラがいわば皇位の象徴であることを示している。さらに言えば、タカミクラに出御することが、天皇の位にあることを、天下の万民に告げ知らせる行為であった。

タカミクラの形状は、…八角形をしている。…この八角形は、天皇による日本全土の支配を象徴している。

タカミクラが八角形であるのは、八嶋国、大八洲の支配を象徴するものであろう。

推古・舒明朝以降の『やみしし吾大王』や、孝徳朝に生み出された「(オホ)ヤシマグニシロシメススメラミコト』の呼称が、後に、タカミクラを八角形とする思想を生んだものと考えている。」「これらの記事から、古い即位式として、登壇して神璽の剣・鏡を受け、即位する形態が想定できる。

ウ 川田清彦「即位礼大嘗祭追憶」（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）

高御座の装飾を見ると天蓋中央には一大鏡がかかってゐる外、周囲一面に鏡を奉飾します。このことは単なる壇ではないことをあらはして居り、まさしく神の座にひとしく、更に申せば皇祖の御座とも排されます。この壇上の御姿こそ現津御神としての、み生れのお姿ではないでせうか。後階からの昇御も昇御後の攀帳も、端笏もその意の現れでせう。まことに森厳極りなき御儀であります。且つ又、直後の最後に、「爾有衆、其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ、私ヲ忘レ公ニ奉シ、以テ朕ガ志ヲ弼シ、朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ゲ、以テ祖宗神靈ノ降臨ニ対フルコトヲ

得シメヨ。」とあり、現津御神として天津日嗣高御座の神意のまにまに行はしめよとの仰せとうかがはれます。これに対して寿詞の最後は、「聖旨ヲ奉体シ、誓ヒテ奉公ノ節ヲ致シ、以テ聖恩ノ万一ニ報ヒタテマツラザランヤ。（中略）臣義一帝国臣民ニ代リ、仰ギテ登極ノ大礼ヲ祝シタテマツリ、敬ミテ無窮ヲ頌シ恭シク、聖寿ノ無疆ヲ禱リタテマツル。」とあります。古来、即位の儀には天神の寿詞が奏上されました。展示からの寿詞を大中臣祭主が代って奏上するのです。天神とは皇祖始め天地の神明と解されます。田中総理の寿詞は、神からのそれではなく、万民からの寿詞となつてゐますが、当日早朝の賢所大前の儀、及び皇霊殿神殿に奉告の儀が登極令にて新に設定され、それに引続いた午後の儀として本儀を行ふとされたことは、皇祖皇宗の神霊、神祇神明を仰ぎつゝ行ふ儀なることを示す為と思はれます。単なる新帝登極を内外に宣示するだけの儀でなかったと考へられるのです。

エ 山折哲雄「玉座について」（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）

高御座というのは、もともとは天皇がそこに腰掛けにかけるとして「坐る」ためのものではなく、むしろそこに身を横たえる「寝所」のごとき役割を果たす場所だったのでないかと思う。（※中略）そこで思いだされるのが、神話の天孫降臨の場面である。そこでは天孫ニギノミコトが「真床追衾」にくるまれて天降る。マドコオフスマとは床を覆う寝具のことであるが、それにくるまっているというのは、新しい王が誕生する直前の籠もりの状態をあらわしているといつていいだろう。

オ 牟禮仁「即位礼と大嘗祭の基礎知識」（『図説 天皇の即位礼と大嘗祭』所収）

高御座の原形

壇を設ける即位の形式は、ほぼ確かな例としては、ふるく『日本書紀』におけると雄略天皇の即位にあたってみえる。壇の形状などや詳らかではないが、単なる台ではなく、カムニハという訓もあり、元来は神祭りの場という性格をもっていたという推測もある。古くは、この高御座は、即位の宣命や『万葉集』に「天つ日嗣高御座の業」、「天つ日嗣の天つ高御座に座して」（中臣寿詞）などといわ

れており、天つ日嗣と不可分に用いられ、いわば天皇の位を象徴していることを示している。またそれが八角形であるの、日本の国全体を納めることをヤスミシシと古語にもいうように、大八洲の国土を隅々までにしろしめすことを表しているとも考えられている。現在の形態をみても、たしかに中国風の即位式が行われてきた関係で、唐風の様式、装飾も加えられているが、一方で御茵や鏡のしつらえ、また日吉大社の神座が高御座形式であることなど、その密接な関係からみて、本来の性質は神座の一種ではないかとみられる。また、その「座」は、皇祖天照大神の座とも観念されていたとの指摘もある。奈良時代の即位の宣命によると、天皇はこの座につくとともに「現神御宇天皇」（アキツミカミトシロシメスメラノミコト）と宣るのであって、その時天皇は皇祖神と同じ立場にあると考えられる。なお、平安時代は大嘗祭の午の日の豊明りの節会に天皇が出御の際、豊楽殿に高御座が設けられた。顕

カ 原武史・吉田裕編『天皇・皇室辞典』27～29頁)

藤原宮以後の宮城の中核的施設である大極殿の中央に設けられた天皇の座。即位気などの機会に天皇が大極殿に出御した際、天皇は個々に座した。天皇の統治が「高御座の業」と表現されたように、律令国家の天皇権力を象徴するものであった。「高御座」の後には、藤原宮・平城宮の宣命に頻出し、「天つ日嗣と高御座に座て、大八嶋国知らず倭根子天皇（天つ日嗣として高御座に座して大八嶋国を統治する天皇）などの定型表現に現れる。語構成は「高御+座」であり、「高御」はこれに続く名詞を最も丁重に修飾する語である。『続日本紀』の皇位継承記事には、「禪を受け、大極殿にて位に即きたまふ」という定型表現が認められるが、ここでいう「位」とは「座居」（座に居ること、また、座る場所）であり、「高御座」そのものであって、高御座に着座することがすなわち新天皇が誕生する時であった。その意味で、高御座着座の儀式は、一連の皇位継承関連の緒儀式のハイライトである。「高御座」は、宣命の文中において、「天つ日嗣」とセットで現れる場合が多い。その「天つ日嗣」とは、歴代の天神・天神御子・天皇を、「高御産巢日神→日女→日子番能邇邇芸命→（以下代々の日子）」というように、高

天原における始原・至高の神である高御産巢日（天つ日）を嗣ぐ存在（日子）として観念するものであった。そして、そのような「天つ日嗣」の次第を物語として展開したものが、古事記神話であった。したがって、宣命において「天つ日嗣」としばしば結合して現れる「高御座」も、『古事記』によって神話的に意味づけられていた。それは、高御産巢日神・天照大御神の命を受けて、両神の係にあたる天つ日子番能邇邇芸命が、「天の石位」を離れ、「日向の高千穂」に天降り、その地に宮を造営して、そこに「坐」すことになったという、天孫降臨の物語である。『古事記』の天孫降臨神話は、全体として、大極殿における即位儀の祭儀神話であるが、「天の石位」を地上において表現したものが「高御座」であろう。

「高御座」と「高御産巢日神」とに共通に見える「高御」が響き合い、「高御座」には「高天原」の「石位」の像が投影されているように思われる。平安時代以降になると、藤原宮・平城宮時代の宣命における「天つ日嗣高御座の業」などの定型表現があまり見られなくなり、「天つ日嗣」たる天皇の座としての「高御座」の観念が後退する。それとともに、後期平城宮時代に始まり平安時代に確立する御齋会（毎年正月大極殿において举行された、国家安穩を祈願する仏事）において、高御座が仏像の安置される台として使用され、初日と最終日に天皇が出御した場合の天皇御座は、大極殿の中心の高御座ではなく、高御座の丑寅（北東）の角に設けられたことが注目される。平安時代には、古事記神話と一体のものとして出現した「天つ日嗣高御座」の姿はもはや存在しなくなっていた。高御座の形状の詳細がわかるのは、「文安御即位調度図」（1444年）に描かれた中世のそれである。「延喜式」の規定から、「延喜式」成立段階（10世紀初頭）の高御座も文安調度図段階のものと大きくは異なるものであったと推定される。藤原宮・平城宮時代の高御座の形状は不明であるが、八角の形状が本来の姿を伝えるものであるならば、これは当時列島を「大八嶋国」と観念していたことと呼応し、天皇が大八嶋国を支配することを象徴するものであったとも思われる。なお、現在の京都御所紫宸殿にある高御座は、大正天皇即位（1915年）の際に新造されたものであり、以後、昭和天皇および現天皇の即位礼にも用いられた。

「文安御即位調度図」などが参考にされたと言われるが、本来の高御座は平座(茵)であったのに対して、新造の高御座は椅子であること、高御座の東に新たに皇后の御帳台が加えられたことなど、伝統から離れる面のあることも顕著である。

(3) 高御座と憲法の関係

以上の高御座に関する理解からは、高御座は、式典委員会のように単なる「古式ゆかしい調度品」として捉えることはできない。高御座は、皇祖天照大神、天孫瓊瓊杵尊が坐す「神座」であり、そこに天皇が坐すことは「天つ日嗣として高御座に座して大八嶋国を統治する」ことを意味するのである。高御座は天孫降臨神話と一体不可分なのであって、天皇が高御座に座すことで初めて天皇の位に立つことは、即位が天孫降臨神話に基づくことを意味する。

このように高御座は、単なる「古式ゆかしい調度品」ではなく、神話性を深く帯びた宗教色の極めて強いものといえる。そうすると、高御座を用いる本件即位の儀は政教分離原則に相反するばかりではなく、天孫降臨神話に基づく天皇の即位という点においては、天皇の地位が「主権の存する日本国民の総意に基く」とする国民主権原理をも否定することになる。

さらにいえば、天皇が高御座に坐すことは「大八嶋国」すなわち日本国を天皇が統治することを意味する点でも、国民主権原理に対する重大な背馳である。高御座に位置する天皇に対して、総理大臣が「国民一同」を代表し、天皇を仰ぎ見、「寿詞」を述べ、三権の長以下の参列者が万歳三唱をすることなどは、まさに、国民主権原理を否定し、天皇を日本国の統治者として位置づけるものというほかない。

5 まとめ

以上、本件即位の儀に関連して、式典準備委員会や式典委員会における議論や決定事項、式次第、「おことば」や「寿詞」の内容、本件即位の儀で用いられた高御座などを検討してきたが、本件即位の儀に至る経過や本件即位の儀においては、国民主権や政教分離といった現憲法の重大な原理原則が全く無視されていた。

本件即位の儀の憲法違反性は明白である。

第2 大嘗宮の儀について

本項においては、2019年11月14日から15日にかけて執り行われた「大嘗宮の儀」（悠紀殿供饌の儀、主基殿供饌の儀、以下「本件大嘗祭」という。）について論ずる。また、同月16日に執り行われた「大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭」（以下「本件後鎮祭」という。）についても触れることとする。

1 本件大嘗祭の概要

(1) 宮内庁の説明

宮内庁の発表した2019年7月3日付け「即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式等（予定）について」添付の「（参考）即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式等の概要」によれば、本件大嘗祭の概要として「天皇が即位の後、大嘗祭の悠紀殿及び主基殿において初めて新穀を皇祖及び天神地祇に供えられ、自らも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穰などを感謝し、祈念される儀式」、本件後鎮祭の概要として「大嘗祭の翌日、大嘗宮の安寧を感謝する行事」とそれぞれ説明されている。

(2) 神社本庁の説明

また、神社本庁のホームページには、次のような説明がある。

「毎年秋、天皇陛下は、その年の新穀を、御祖先である天照大御神をはじめ、神々にお供えし感謝を捧げる『新嘗祭』を宮中で御齋行になります。なかでも、陛下が御即位後初めて行われる新嘗祭が『大嘗祭』です。大嘗祭は、天皇御一代に一度行われる祭祀で、御位につかれるうえで不可欠なものであり、数ある祭祀の中で最高の重儀とされています。大嘗祭は、特別に造営された『悠紀殿』、『主基殿』を中心とした『大嘗宮』において齋行されます。大嘗宮は古代の工法そのままの簡素な建物で、陛下はそこで古式に則った祭祀を親ら執り行われます。ま

た、大嘗祭は、全国を代表した斎田さいでんから採れた米が神饌として供されるように、まさに国を挙げた祭祀でもあります。新穀を神々に奉る祭祀は、古くは天照大御神がなさっていたことが『古事記』『日本書紀』に記されています。つまり、これは長い歴史を通じて変わることのない天皇陛下の御務めであり、陛下は、大嘗祭を通じて天照大御神の御手振りを今の世に再現されているともいえるでしょう。そして、国家・国民の安寧や五穀豊穰を、天照大御神をはじめとする神々に感謝、また祈念されているのです。」。

2 本件大嘗祭の様子

NHKニュース「NHK NEWS WEB」によれば、本件大嘗祭の様子につき、次のように報道されている。以下、項目番号以外は、報道の原文そのままである。

(1) 大嘗宮の儀

天皇陛下の即位に伴う「大嘗祭（だいじょうさい）」の中心的な儀式「大嘗宮の儀（だいじょうきゅうのぎ）」が、14日夜から15日未明にかけて皇居で行われ、天皇陛下が、国と国民の安寧や五穀豊穰などを祈られました。

天皇陛下は、14日夜6時半前、皇居 東御苑に設営された「大嘗宮」の奥にある「廻立殿（かいりゅうでん）」を出て、廊下に姿を見せられました。

暗闇の中、廊下は、火の明かりで照らされ、天皇陛下は、最も格式の高い「御祭服（ごさいふく）」という白い装束に身を包んで、ゆっくりと歩みを進められました。

この際、天皇陛下の前を、歴代天皇に伝わる「三種の神器」のうちの剣と曲玉を携えた侍従が進み、天皇陛下の上には、「御菅蓋（おかんがい）」と呼ばれるかさがかざされました。そして、午後6時半すぎ、天皇陛下が「悠紀殿（ゆきでん）」に入られて、「大嘗宮の儀」の前半にあたる「悠紀殿供饌の儀（きょうせんのぎ）」が始まりました。

一方、皇后さまは、純白の十二単に身を包み、「おすべらかし」と呼ばれる髪

型で、ゆっくりと廊下を進まれました。

皇后さまは、「悠紀殿」の脇にある「帳殿（ちょうでん）」に入り、「悠紀殿」に向かって拝礼したあと退出されました。

続いて、皇室の祭祀をつかさどる掌典（しょうてん）が、「警蹕（けいひつ）」と呼ばれる発声を行うと、天皇陛下が入られた「悠紀殿」に、栃木県の「斎田（さいでん）」という田んぼで収穫された米など、供え物の「神饌（しんせん）」が運び込まれました。

そして、天皇陛下が、天照大神とすべての神々に「神饌」を供えたあと、拝礼して、日本古来のことばで記した「御告文（おつげぶみ）」を読み上げられました。

このあとお供えの米などをみずからも食べる「直会（なおらい）」が行われ、国と国民の安寧や五穀豊穰などを祈られました。

天皇陛下は、午後9時すぎ、「悠紀殿」から退出されて「悠紀殿供饌の儀」が終わりました。

このあと、15日午前0時半ごろ、天皇陛下は、再び「大嘗宮」の廊下に姿を見せ、今度は「主基殿（すきでん）」で儀式の後半にあたる「主基殿供饌の儀」に臨まれました。

「主基殿」には、京都府の「斎田」で収穫された米などが運び込まれ、天皇陛下は、「悠紀殿」と同様、神々に米などを供えたうえでみずからも食べ、国と国民の安寧や五穀豊穰などを祈られました。

「主基殿」での儀式が終了したのは午前3時15分ごろで、安倍総理大臣など三権の長や閣僚、それに各界の代表など425人が儀式の様子を見守りました。

(2) 「大嘗宮」には大小30余の建物

「大嘗宮」は皇居・東御苑に設営されたもので、およそ90メートル四方の敷地に大小30余りの建物が建てられています。

主要な建物とされるのは中央の左右に配置されている「悠紀殿」と「主基殿」です。

それぞれ、東の「悠紀」地方に選ばれた栃木県の米や、西の「主基」地方に選ばれた京都府の米などが供えられ、儀式では天皇陛下が中に入って国と国民の安寧や五穀豊じょうなどを祈られます。

「悠紀殿」と「主基殿」の奥には廊下でつながった「廻立殿」があります。

「大嘗宮の儀」に先立ち、天皇皇后両陛下が身を清めたり着替えられたりする建物で、儀式の参列者は、天皇陛下が「廻立殿」を出て屋根のある廊下を通り、「悠紀殿」や「主基殿」に入られる様子を見守ります。

皇后さまは天皇陛下と同じように「廻立殿」を出て廊下を進んだあと「悠紀殿」と「主基殿」のそばにある「帳殿」に入って拝礼されます。

また、秋篠宮さまは「悠紀殿」と「主基殿」の手前にそれぞれ設けられた「小忌幄舎（おみあくしゃ）」に、女性の皇族方は、「悠紀殿」と「主基殿」の間に設けられた「殿外小忌幄舎（でんがいおみあくしゃ）」に入って拝礼されます。

天皇陛下が入られる「悠紀殿」と「主基殿」のほか、皇族方が入られる建物などが設けられた区域は「柴垣（しばがき）」という高さ1メートルほどの垣根で囲われ、四方には門が設けられています。

一般の参列者は「柴垣」の外にある「幄舎（あくしゃ）」という建物に入り、儀式の様子を見守ります。

「大嘗宮」にはこのほか、宮内庁の「楽部（がくぶ）」が雅楽を演奏する建物や全国の都道府県から集められた特産物が並べられる建物、それにかがり火をたく建物などが設けられています。

「大嘗宮」は儀式のあと、21日から12月8日までの18日間の日程で一般参観が行われ、その後、解体されることになっています。

(3) “神々のための衣” が供えられる

「大嘗宮の儀」では、天皇陛下が拝礼される「悠紀殿」と「主基殿」の中に、「※にぎ服（にぎたえ）」と「匳服（あらたえ）」という神々のための衣とも言われる織物が供えられます。

「にぎ服」は白い絹の織物のことで、2反分の絹を芯に巻きつけた巻物2本が

供えられます。

一方「匳服」は麻で織られたさらし布のことで、1反ずつ折り畳まれた反物が4反供えられます。

古くから「にぎ服」は今の愛知県、「匳服」は今の徳島県から納められることが慣例となっていて、前回、平成2年の「大嘗祭」でも両県から調達されています。

今回も慣例を踏まえて両県から調達することになり、宮内庁は前回のノウハウを受け継ぐ愛知県と徳島県の法人や個人に伝統を尊重した手法での制作を依頼し、先月、皇居に納入されました。

※「にぎ」は、糸へんに「曾」

(4) 全国47都道府県から221品目の特産品が並ぶ

「大嘗宮の儀」では「庭積の机代物（にわづみのつくえしろもの）」と呼ばれる全国各地の特産物が「大嘗宮」の庭に並べられ、神々に向けて披露されます。

これらの特産物は、宮内庁が47の都道府県に対し、米とあわに加えて5品目を上限に品目の推薦などを依頼し、推薦のあった各地の農産物や海産物などを購入して調達しました。

特産物は米とあわ以外に延べ221品目に上り、北海道の昆布や静岡県のお茶、それに愛媛県のみかんや沖縄県のゴーヤーなどが集められました。

これらの特産物は先月から順次、皇居に運び込まれ、各地から品々を持ち込んだ生産者らには宮内庁の幹部が中身を確認したうえでお礼のことばを述べました。

「大嘗宮の儀」では「悠紀殿」と「主基殿」のそばにある「庭積帳殿（にわづみのちょうでん）」に並べられ、神々に披露されることになっています。

(5) 大嘗宮には宮内庁職員や皇宮警察が居並ぶ

「大嘗宮の儀」では「庭上参役者（ていじょうさんえきしゃ）」と呼ばれる装束姿の宮内庁職員や皇宮警察の護衛官が多い時で32人居並びます。

このうち「大嘗宮」の南の「神門（しんもん）」の内側には儀式の威儀を整える「威儀の者（いぎのもの）」が、左右に6人ずつ並びます。

「威儀の者」は黒やひ色の武官の装束の上に「小忌衣（おみごろも）」を羽織り、太刀と弓矢を携えていて、宮内庁の職員がおおむね30分ごとに交代しながら務めます。

また、四方の「神門」の外側には門の警備を担う「衛門（えもん）」が並びます。

「衛門」は日頃から皇居の警備などを担っている皇宮警察の護衛官が務め、薄い藍色の「はなだ色」の武官の装束の上に、同じく「小忌衣」を羽織り、太刀と弓矢を携えています。

「衛門」は儀式の間は合わせて20人が、それ以外の時間帯は8人が配置につくことになっています。

3 本件大嘗祭挙行に至る経過

(1) 式典準備委員会など

ア 式典準備委員会第2回

2018年2月20日に開催された式典準備委員会第2回においては、本件大嘗祭の挙行について、1989年12月21日付け閣議口頭了解「「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について」（以下「政府見解」という。）における整理を踏襲することが確認されている。

政府見解のうち「第2 大嘗祭について」には、「1 意義」として「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」とあり、「2 儀式の位置づけ及びその費用」として「大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格をもつものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び

天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるとすることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考え。次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について、国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考え。」とある。

このように、式典準備委員会においては、政府見解を踏襲し、本件大嘗祭についても国事行為として行うことは困難であるとしつつも、「皇位の世襲制」を根拠に、公的性格を有するものとして、その費用を宮廷費から支出することとしたのである。この点の問題点については、後述する。

イ 宮内庁「大嘗祭の骨子について」

宮内庁は、2018年3月30日付けで「大嘗祭の骨子について」をとりまとめた。その内容は次のとおりである。

「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針」（平成30年3月30日天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会決定）を受けて、大嘗祭については、宮内庁において、下記のとおりその骨子を取りまとめた。

記

大嘗祭は、皇室の伝統に従い、先例等を参酌して行うが、その中心的儀式については、おおむね次のとおりとする。

1 儀式

次の儀式を行う。

① 大嘗宮の儀

悠紀殿供饌の儀

主基殿供饌の儀

② 大饗の儀

2 挙行時期

国事行為として行われる「即位の礼」の諸儀式終了後の以下の期日とする。

① 大嘗宮の儀

即位の年の11月14日及び15日を目途とする。

② 大饗の儀

大嘗宮の儀終了後とし、その期日は、おって決定する。

3 挙行場所

① 大嘗宮の儀 皇居東御苑を予定する。

② 大饗の儀 宮殿を予定する。

4 参列者等

おって決定する。

5 式次第

おって決定する。

6 施設

大嘗宮等必要な施設を設営する。

ウ 同年4月2日付け閣議口頭了解「大嘗祭の挙行について」においては「大嘗祭の挙行については、『「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について』（平成元年12月21日閣議口頭了解）における整理を踏襲し、今後、宮内庁において、遺漏のないよう準備を進めるものとする。」ものとされた。

(2) 大札委員会

ア 大札委員会の設置

大札委員会は、2018年10月12日、式典委員会が同日閣議決定により設

置されたことを踏まえて設置された。その趣旨は「大札に関する重要事項を審議し、その執行の円滑化を図る」（大札委員会設置内規第1条）ことにあり、宮内庁長官を委員長とし、「式典委員会と共同歩調で進めていく。」「これから続いていくのは大きな行事ばかりであり、各部局間の連携を強めつつ、全庁一丸となって、いずれの儀式もつつがなく挙行できるよう、万全の準備を進めていってほしい。」（同日付け大札委員会（第1回））ものとされている。

イ 2018年11月20日開催の大札委員会（第2回）

（ア）同大札委員会においては、資料として「大嘗祭関係資料」に基づき、以下のような説明がなされた。

「大嘗祭は、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」

「前回の平成度の大嘗祭では、参列者については『1,000名程度を予定する』とし、936名を招待したが、実際の参列状況は、寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、主基殿供麒の儀まで参列していた方は520名にとどまっていた。」

「また、前回は、参列者席における端の方の席からは、儀式の様子をうかがうことはできず、様子を見ることができた席は600席程度にとどまっていた。」

「大嘗祭は、その重要性に鑑み、静謐さの中で厳修されることが必要であるが、前回は、幄舎において私語が出るなど静謐さが損なわれたという反省点があった。」

「儀式の様子が見えない席では、私語が起きやすい懸念があるが、今回は、幄舎の位置を工夫する等により、儀式の様子を見ることが出来る席を最大限設けるべく管理部で検討した結果、当該席を700席設けられることが判明した。」

「以上の諸点を総合的に勘案し、今回の大嘗祭の参列者数については700名程度を予定することとし、そのための参列範囲の見直しを行うこととしてはどうか。」

その上で、本件大嘗祭の参列者数について、700名程度を予定することが

了承された。

(イ) また、大嘗宮の設営等について次のような発言があった。

「大嘗宮は、平成度と同じ、皇居東御苑の本丸の北側の芝生上に設置することを計画している。」

「平成度には、当時の特殊な警備情勢に対応する必要から、皇居東御苑のうち、本丸地区が、平成2年7月初めから平成3年3月末までの9か月間閉鎖され、そのうち平成2年7月末から12月末までの5か月間は、二の丸地区も含めて全面休園の措置がとられた。」

「今回は、警備情勢の変化等を踏まえ、大嘗宮の設営に伴い公開を制限するのは本丸地区のみに限定し、二の丸地区及び三の丸公開地区はその間も公開を継続するなど、大嘗宮設営に伴う東御苑利用者等の影響を最小限に抑えるよう検討したい。」

(ウ) 次に、「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について（案）」（同年10月12日付け）につき「宮中祭祀及び諸儀式については、来年のお代替わりは、従来のような崩御に基づくものではないので、お代替わり後における宮中祭祀の各儀については、昭和天皇祭を始めとする御先祖のお祭りを含め、すべて、お代替わり前と同様に行われる。従って、即位の礼及び大嘗祭関係の諸儀式はほぼ平成度と同様になるものである。なお、天皇山陵への奉幣や親謁については、平成度と同様に、神武天皇山陵及び昭和・大正・明治・孝明の四代の天皇山陵への奉幣や親謁が行われることになるので、今後はこの昭和・大正・明治・孝明の四代の天皇を指す表現は、前四代ではなく、『昭和天皇以前四代』となるものである。」との説明があり、同案が了承された。

ウ 2018年12月19日開催の大礼委員会（第3回）

(ア) 同大礼委員会においては、まず「大嘗祭の準備に際しての基本的な考え方」として、次のような説明があった。

「大嘗祭については、本年4月3日の閣議口頭了解において、平成度の整理を踏襲し、宮内庁において、遺漏のないように準備を進めることとされている。」

「これを受け、宮内庁においては、大嘗祭は皇室の長い伝統を受け継いだ皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式であり、大嘗祭を皇室の伝統を尊重して行うことができるよう準備を進めてきたところ。」

「準備に際しては、平成度の例を参考にしているが、当時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、大嘗祭の意義を損ねない範囲で、見直しを行うことを1年以上にわたって検討してきた。」

「平成度から現在までの社会経済情勢の変化として、物価の上昇や人件費の上昇、熟練職人の減少などがあり、儀式・行事の挙行の必要経費に大きな影響があることから、各部局に協力をもらいながら、大嘗祭の意義を損ねない範囲で、経費全般の見直しを行った。」

「国民経済全体に関する変化としては、消費税が3%から8%に引き上げられ、さらに来年10月には10%に引き上げられる予定であること、こうした中で、物価も、消費税引き上げの影響を除いても2.3%上昇したことがある。」

「特に、大嘗祭の儀式の挙行経費については、大嘗宮の設営や各種の儀式での天幕の設置や装束・儀式用品の調達のための人件費や物件費が大宗を占めることとなるが、公共工事の労務単価は、約1.3倍から1.8倍、建築資材の価格は約1.2倍、装束や儀式用品の調達経費は約2倍から3倍となるなど、一般的な物価と比較しても極めて大きな上昇が見られる。」

「大嘗祭は一世に一度の皇位継承儀式であり、伝統に則った特別な設備と物品等が必要となるが、製作に携わる熟練職人の減少など、伝統工芸の分野で生産基盤の弱体化が顕著であり、入手が困難になっている。」

「このような中、大嘗宮について平成度と同様の規模・設えで機械的に粗い試算をすると、整備費は約70%増の約25億円となるなど、大幅な経費の増加が見込まれる。」

「このような状況を踏まえ、各部局には予算案の作成に当たり、大嘗祭の意義を損ねないことを前提としつつも、経費全体にわたって見直しを行っていただいたところ。」

(イ) また、大嘗宮の儀の準備状況についての説明は次のとおりである。

「大嘗宮は、歴史上様々な規模・形態で推移してきたところ、近代以降、明治の大嘗宮を経て、大正・昭和に定型化され、平成度は、昭和大礼の際の大嘗宮に準じて設営されたもの。今次の大嘗宮については、基本的には前回の平成度の大嘗宮に準拠した上で、皇族数や参列者数に応じた一部施設の規模の変更や儀式の本義に影響のない範囲での工法・材料の見直しなどを行い、建設コストの抑制にも留意しながら設営を行う。前回、平成度は、昭和度まで萱葺きであった帳殿などを全て板葺きへと変更する中で、悠紀殿、主基殿、廻立殿の主要三殿のみを萱葺きとしたが、今回は、材料調達の困難性や特殊な専門技術者の不足などの状況を踏まえ、一定の工期内での大嘗宮の完成という全体工程上の要請に、コストの抑制などを併せ総合的に勘案した結果、今回は、主要三殿についても、材料調達が容易で工期の短縮が見込める板葺きに変更することとした。板葺きとすることにより、自然素材を用いて短期間に建設するという大嘗宮の伝統は維持し得るものと考えている。」

「天皇皇后両陛下に供奉される皇族殿下方及び随従の諸員が着床する小忌幄舎と殿外小忌燥舎については、今回は、全体として皇族数が減少する中、男性皇族が減少する反面、女性皇族は増加することにより、各建物に着床する皇族方の数が著しく不均衡となることから、皇族殿下方及び随従諸員が円滑に着床・離床を行うために必要な面積を精査した上で、余裕空間を整理縮小した結果、小忌幄舎は前回の約40%、殿外小忌幄舎は前回の約75%の面積規模に調整する。」

「悠紀殿・主基殿が建てられ儀式の主城となる柴垣内については、皇族数の減少に応じて、小忌幄舎・殿外小忌幄舎の規模を縮小したほか、それに合わせて供奉員が使用する柴垣内の雨儀廊下を整理縮小したこと、幄舎と主要三殿との距離を近づけて、参列者が儀式の進行状況を理解しやすいよう配慮したこと、また、設営予定地付近の樹木を温存するため、各建屋の間隔を詰めたことなどにより、規模の縮小を図ることができる。」

「組立式建物とは、予め製作しておいた部材を建築現場で組み立てる規格建築をいうが、既に前回、平成度において、木造から鉄骨天幕へと変更されている幄舎の例を踏まえ、今回は、伝統構法による大規模な木造建物である膳屋と齋庫についても、木造から組立式建物へと変更することによって、工程上の負担の軽減を図ることとしたものである。儀式の雰囲気損なうことのないよう、外装を挺張り又は白帆布張りとする。」

「参列者が着席する左右幄舎については、前回、幄舎の端の方の参列者からは儀式の様子を視認することが困難などの問題が指摘されたことから、これらを改善するための参列者数の見直しを踏まえ、幄舎の規模の見直しを図ったもので、前回の500席規模から350席規模の鉄骨天幕を、左右2棟設置することとした。」

「皇族数の減少・参列者数の見直し等に応じ、小忌幄舎・殿外小忌幄舎や幄舎等の規模を見直したほか、幄舎と主要三殿との距離を近づけて、参列者が儀式の進行状況を理解しやすいよう配慮したこと、また、設営予定地付近の樹木を温存するため、各建屋の間隔を詰めたことなどにより、外周垣の規模を縮小している。」

「大嘗宮については、主要三殿をはじめ多くの建物の柱などに皮付き丸太を用いる、いわゆる黒木造りが多用されてきたが、黒木造りには、伝統的な木工技術に長けた職人による大工仕事が必要であり、予め製材加工された材木を使うことに比べ、工程上の負担が大きいことから、熟練技術者の不足が深刻化している現状を踏まえ、今回は、大嘗宮の中核的建物である主要三殿と神門については黒木造りを維持する一方、これら以外の建物の柱については、黒木に換えて一般的な角材を用いることとした。」

「また、今回は、大嘗宮が設営される皇居東御苑の休園措置、大嘗祭終了後の解体資材の原則的廃棄など、前回、大嘗祭の設営に伴って取られた措置についても、諸般の情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。」

「今次の大嘗宮は、平成度と同様、皇居東御苑の本丸北側の芝生上に設置

する計画であるが、平成度には、当時の厳しい警備情勢等もあり、皇居東御苑のうち、本丸地区は、平成2年7月初めから同3年3月末までの9か月間閉鎖され、そのうち平成2年7月末から12月末までの5か月間は、二の丸地区も含めて全面休園の措置が取られた。今回は、警備情勢の変化等を踏まえ、大嘗宮の設営に伴い公開を制限するのは本丸地区だけに止め、二の丸地区及び三の丸公開地区については、その間も公開を継続して、儀式当日など特定の日を除き、大嘗宮設営に伴い東御苑が全面休園となる時期をなくすことによって、東御苑利用者等への影響を最小限に止めることとしたい。」

「最近の先例では、大嘗祭で用いられた建物は解体後焼却されていること、長期利用には不向きな資材であることなどから、前回は、一部の資材を除いて、大嘗宮の解体資材の大部分は焼却され、再利用も行われなかったものと考えているが、今回は、資源の有効利用促進など諸情勢の変化に加え、大嘗祭に係る国民の理解の増進を図る上でも、公的機関における公益的用途を中心に、できる限り多くの解体資材の再利用を図ることとしたい。大嘗宮の解体資材には、無乾燥の皮付き丸太などが多く含まれ、住宅建材等としての再利用には不適用途も限定されることから、公園施設や防災土木などの用途での再利用を図るべく検討を進めている。」

「大嘗祭の儀式に使用する装束については、平成の時に使用した装束について点検した結果を踏まえ、可能なものについて必要な修繕を行い、できるだけ再利用させていただくこととしている。」

「具体的には、親王殿下始め9方におかれては、ご理解を賜り、修繕の上再利用させていただく。また、供奉職員等の装束については、修繕できるものは修繕の上再利用する方針を徹底した。」

「この結果、装束全体でみて、人件費や材料費の高騰にもかかわらず、全体の予算額は平成の時をやや下回ることとなり、全て新調した場合に比べ相当の節約が可能となったところ。」

「悠紀殿供饌の儀の後及び主基殿供饌の儀の後提供される賜饌料理について

は、平成2年の例を参考としつつ、提供する時間帯が深夜にわたること、2回にわたって提供されることに鑑み、参列者へのおもてなしという趣旨を損なわない範囲で、見直しを行いたい。具体的には、献立内容や容器などについて、今後調整を行いたい。」

そして、「今後の大嘗祭の設営方針」「大嘗祭及び即位の礼における装束の再利用等について」「大嘗宮の儀の料理について」「大饗の儀の料理等について」「儀式用品（下賜用挿花）について」が了承された。

エ 2019年10月2日開催の大礼委員会（第8回）

（ア）まず、同大礼委員会においては、大嘗宮の儀につき、次のように説明されている。

「式部副長（儀式）から、式次第について平成度と異なる点はなく、全体を通じて平成大礼の前例を基にしてこれまでの大礼諸儀式の次第との表現の統一化をはかった。参列者の範囲については、平成度の範囲にならっているが、配偶者の招待範囲の見直し等により、約230名の減となっている」旨の説明があり、次いで添付の式部職関係資料について説明があった。

（イ）また、繪服・鹿服をはじめとする大嘗宮の儀に使用される用度関係資料、大嘗宮の建物・施設に関する資料について説明があった。

（ウ）その上で、「大嘗宮の儀関係資料」が委員会として了承することとされた。

同資料のうち「1 次第書」によれば、本件大嘗祭の式次第は以下のとおりである。

記

大嘗宮の儀

11月14日午前9時、大嘗宮を装飾する。

午後5時、参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

時刻、天皇が御休所にお着きになる。

時刻、皇后が御休所にお着きになる。

次に衛門 20 人が南北（左右各 3 人）及び東西（左右各 2 人）各神門の所定の位置に着く。

次に威儀の者左右各 6 人が南神門から参入し、所定の位置に着く。

次に悠紀主基両殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、岸典及び掌典補を率いて奉仕する。）。

次に繪服、籠服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。

次に各殿に斎火の灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

この時、庭燎を焼く。

悠紀殿供麒の儀

時刻、天皇が廻立殿にお入りになる。

次に小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御手水を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御笏を供する（侍従が奉仕する。）。

時刻、皇后が廻立殿にお入りになる。

次に御服を供する（女官が奉仕する。）。

次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。

次に御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。

時刻、式部官が前導して諸員が参進し、南神門外の幄舎に着床する。

次に膳屋に稻春歌を発し（楽師が奉仕する。）、稻春を行い（采女が奉仕する。）、神饌を調理する（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を置く（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に掌典長が本殿に参進し、祝詞を奏する。

次に天皇が本殿にお進みになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し（侍従左右各 1 人が脂燭を執る。）、御前侍従が剣璽を奉じ、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、侍従長、侍従が随従し、皇嗣及び親王が供奉され、大札副委員長 1 人が随従する。

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各 1 人が脂燭を執って南階の下に立つ。

次に侍従が剣璽を奉じて南階を昇り、外陣の幌内に参進し、剣璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、簀子に候する。

午後 6 時 30 分、天皇が外陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簀子に候する。

この時、本殿南庭の小忌の幄舎に皇嗣及び親王が着床され、宮内庁長官以下の前行、随従の諸員が着床する。

次に皇后が本殿南庭の帳殿にお進みになる。

式部副長及び侍従次長が前行し（侍従左右各 1 人が脂燭を執る。）、女官長及び女官が随従し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、大札副委員長 1 人が随従する。

次に皇后が帳殿の御座にお着きになり、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の幄舎に皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が着床され、侍従次長以下の前行、随従の諸員が着床する。

次に式部官が楽師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

次に国栖の古風を奏する。

次に悠紀地方の風俗歌を奏する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に皇后が廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に本殿南庭の回廊に神饌を行立する。

掌典補左右各 1 人が脂燭を執り、掌典 1 人が削木を執る。

掌典 1 人が海老鱗盥槽を執り、同 1 人が多志良加を執る。

陪膳の采女 1 人が御刀子筥を執り、後取の采女 1 人が御巾子筥を執る。

采女 1 人が神食薦を執り、同 1 人が御食薦を執る。

采女 1 人が御箸筥を執り、同 1 人が御枚手筥を執る。

采女 1 人が御飯筥を執り、同 1 人が鮮物筥を執る。

采女 1 人が干物筥を執り、同 1 人が御菓子筥を執る。

掌典 1 人が蛸汁漬を執り、同 1 人が海藻汁漬を執る。

掌典補 2 人が空盞を執り、同 2 人が御羹八足机を昇く

掌典補 2 人が御酒八足机を昇き、同 2 人が御粥八足机を昇き、同 2 人が御直会八足机を昇く。

次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとる。

この時、神楽歌を奏する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が外陣の内に参入し、奉侍する。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を御親供になる。

次に御拝礼の上、御告文をお奏しになる。

次に御直会

次に神饌を撤下する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を膳舎に退下する。

その儀は、行立のときと同じである。

次に廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に各退出する。

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者

国務大臣及び副大臣

内閣法制局長官及び内閣官房副長官

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事
総長、次長検事、検事長

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特
別委員長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査会会長

衆議院の議員40人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び
事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特
別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審
査会会長

参議院の議員21人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び
事務総長

国立国会図書館長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並び
に以上の者の配偶者、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び最高裁判所事務
総長

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議会議長

市及び町村の長及び議会議長の代表

栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会長

栃木県及び京都府の齋田の大田主及びその配偶者

各界の代表その他別に定める者

服装 天皇：御祭服

皇后：白色帛御五衣・同御唐衣・同御裳

皇嗣及び親王：束帯（帯剣）・小忌衣

皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王：五衣・唐衣・裳・小忌衣

宮内庁長官、侍従長、侍従次長、侍従、式部官長、式部副長、式部
官、大札副委員長、掌典長、掌典次長、掌典、掌典補、楽長及び楽
師：束帯・小忌衣

女官長及び女官：五衣・唐衣・裳・小忌衣、桂袴・小忌衣

采女：白色帛畫衣・唐衣・紅切袴・青摺禪

威儀の者及び衛門：束帯（帯剣）・小忌衣

参列の諸員

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス（ローブモンタント）、ディドレス、白襟
紋付

外套着用可

お列（略）

主基殿供饌の儀

悠紀殿供饌の儀に倣う（11月15日午前0時30分天皇主基殿外陣御
着）。

(エ) その他、同大札委員会では「大嘗祭は、一連の行事の中でも極めて重要な行
事である。毎年の新嘗祭は宮中祭祀の中でも最重要の行事である。五穀豊穰を

神に感謝し、かつ、国の安寧、五穀豊穰をお祈りするための一世一代の行事であり、連綿と続いてきた極めて重要な行事である。その意義をしっかりと踏まえて執り行いたい」旨の発言があり、宮内庁の同年10月2日付け「大嘗祭について」の説明があった。

この「大嘗祭について」には、次のように、本件大嘗祭に関する宮内庁の基本的な考え方が示されている。

1 意義

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖（天照大神）及び天神地祇（すべての神々）にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。

それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

2 沿革

大嘗祭の沿革をたどると、その起源は、新嘗の祭に由来する。新嘗の祭については、我が国最古の歴史書である古事記（712年に撰進）や日本書紀（720年に撰進）において、皇祖天照大神が新嘗の祭を行われたことや上古の天皇が新嘗の祭を行われたことの記述が見られるように、その起源は、それらの歴史書が編纂された奈良時代以前にまで遡ることができる。

なお、新嘗の祭が、我が国の社会に古くから伝承されたものであることは、常陸国風土記（8世紀前半に完成）に引く説話や万葉集（8世紀半ば過ぎに編纂）の歌によっても明らかである。

7世紀中頃までは、一代に一度行われる大嘗祭と毎年行われる新嘗祭との区別はなかったが、第40代天武天皇の時（御在位673～686年）に、初めて、大嘗祭と新嘗祭とが区別された。爾来、大嘗祭は一世に一度行われ

る極めて重要な皇位継承儀式とされ、歴代天皇は、即位後必ずそれを行われることが皇室の伝統となった。

なお、歴代天皇のうち大嘗祭を行われなかった例があるが、それは、大嘗祭を行われる前に退位されたり、或いは相次ぐ兵乱などのために経費の調達に困難であったことにより、大嘗祭を挙行することができなかったというような特殊事情があったからである。このほか、歴代天皇の中には、挙行を確認できない若干の例もある。

3 儀式の挙行

大嘗祭は、上述のように皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるので、今回も、皇室の行事として、皇室の伝統に従い、先例等を参酌して行われる。

(1) 時期

大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀は、「悠紀殿供饌の儀」と「主基殿供饌の儀」である。今回、悠紀殿供饌の儀は令和元年11月14日の夕方から夜にかけて行われ、主基殿供饌の儀はその翌日の11月15日の暁前に行われる。

なお、これに引き続き、「大饗の儀」が11月16日及び18日に行われる。

(2) 場所

大嘗祭は、約1、200年前、平安京に都が定められて以来京都で行われ、東京に都が遷された明治以降も、明治度を除いて京都で行われてきたが、平成度は、東京の皇居東御苑で行われ、今回も同所で行われる。(平安京に遷都される前は、当時都が置かれていたところにおいて大嘗祭が行われていた。)

(3) 大嘗宮

皇居東御苑には、大嘗祭を行うための大嘗宮が特別に設営される。大嘗宮の起源は、必ずしも明らかではないが、既に奈良時代の大嘗宮の遺構が

平城宮跡から見つかっており、その後、平安時代以降今日まで、『貞観儀式』（9世紀後半に成立した儀式書）等に沿った大嘗宮が、大嘗祭の都度設営されている。

今回設営される大嘗宮は、先例に従い、およそ90メートル四方の敷地に、悠紀殿（悠紀殿供饌を行うための建物）、主基殿（主基殿供饌の儀を行うための建物）、廻立殿（大嘗宮の儀に先立ち天皇及び皇后が御潔斎やお召替えをなさる建物）の殿舎を中心に、それに関連する建物や参列者幄舎など大小30余の建物が設営され、その総面積は、約2、700平方メートル余の予定である。これらの建物は、床は筵又は畳表を敷き、扉及び壁は畳表を張り、柱は加工をしない皮つきの丸太を用いるなど、伝統的に質素なものとされている。

（大嘗宮平面図面別添）

（4）参列者

大嘗宮の儀は、夕方から翌日の暁前にかけて簡素厳粛に行われるものであるため、その参列者は700名程度とし、外国代表の参列は予定されていない。

（5）次第

大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀の次第は、『貞観儀式』や明治42年（1909年）に定められた『登極令』などに記述されているが、それらを通じて基本的に異なるところはない。今回も平成度と同様、この長い伝統に従って儀式が行われる。その儀の次第は、おおむね次のとおりである。

（※式次第は中略）

以上の儀式の次第から、冒頭の1において述べたように、「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、

皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。」という大嘗祭の意義がうかがえる。

(6) 新穀等、

大嘗宮の儀においては、あらかじめ下定した悠紀、主基の両地方の斎田（大嘗祭に用いられる新穀を耕作する田）で収穫された新穀が、それぞれ悠紀殿供饌の儀、主基殿供饌の儀における神饌御親供や御直会に用いられるのが古来の伝統である。

今回は、悠紀の地方としては東日本から栃木県、主基の地方としては西日本から京都府が卜定されており、悠紀の地方の斎田で収穫される新穀が悠紀殿供饌の儀に、主基の地方の斎田で収穫される新穀が主基殿供饌の儀にそれぞれ供進される。

また、大嘗祭には、各種農産物の豊作を感謝するため、庭積の机代物という名称で、各都道府県の特産である農林水産物も供進される。

4 大饗の儀

(以下、略)

4 登極令が定める大嘗宮の儀

上記のとおり、宮内庁による2018年10月2日付け「大嘗祭について」によれば「大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀の次第は、『貞観儀式』や明治42年（1909年）に定められた『登極令』などに記述されているが、それらを通じて基本的に異なるところはない。」とあることから、ここでは登極令附式が定める大嘗宮の儀の次第を引用しておく。なお、引用に係る同附式は1909年公布によるものである。同附式は1927年に改正されているが、「大正四年の大礼実施に際して気付いたであろうような、参列者の服装や儀式の一部分などを微調整したにすぎず、本質的な変更は含まれていない。」（所功『近代大礼関係の基本史料集成』252頁）と解されている。

大嘗宮ノ儀

當日早旦大嘗宮ヲ裝飾ス

時刻外門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ文武高官有爵者優遇者竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ女子ハ桂袴ヲ以テ大禮服ニ代フ
次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王頓宮ニ參著ス

次ニ天皇皇后頓宮ニ著御

時刻儀仗兵正門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官二十人南北兩面神門〔左右各三人〕東西兩面神門〔左右各二人〕外掖參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶〔冠卷纓綉、縹袍（闕腋纓著）、單、下襲、半臂、大口表袴、石帶〕劔、〔平緒ヲ附ス〕平胡籙、〔箭ヲ挿ム〕弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク

次ニ大禮使高等官左右各六人南面ノ神門内掖ニ參進威儀ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、〔冠卷纓綉、袍（縫腋）、單（纓著）、大口、表袴、石帶〕劔〔平緒ヲ附ス〕胡籙、〔箭ヲ挿ム〕弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク〔前列者ハ黒袍、後列者ハ緋袍〕

次ニ悠紀主基兩殿ノ神座ヲ奉安ス〔掌典長、掌典次長、掌典補ヲ率井之ヲ奉仕ス、束帶（纓著、勅任官及四位以上ノ者ニ在リテハ黒袍、奏任官及五位ノ者ニ在リテハ緋袍、其ノ他ノ者ニ在リテハ縹袍）小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官亦同シ〕

次ニ繪服竝僊服〔案上ニ載ス〕ヲ各殿ノ神座ニ安ク〔掌典長奉仕

次ニ各殿ニ齋火ノ燈燎ヲ點ス〔掌典掌典補ヲ率井之ヲ奉仕ス〕

此ノ時庭燎ヲ燒ク〔火炬手服裝冠細纓綉、桃花染布杉、白布單白布袴、白布帶、藁脛巾、麻鞋〕

悠紀殿供饌ノ儀

時刻天皇迴立殿ニ渡御

次ニ小忌御湯ヲ供ス〔侍從奉仕〕

次ニ御祭服〔御幘（未成年ナルトキハ之ヲ供セス）、御齋衣、御下襲、御栞、御單、御表袴、御大口、御束帶、御襪〕ヲ供ス〔同上〕

次ニ御手水ヲ供ス〔同上〕

次御笏ヲ供ス〔同上〕

此ノ間供奉諸員〔皇太子、親王、王、宮内大臣、内大臣、侍從長、大禮使長官、式部長官、侍從、式部官〕服装ヲ易フ〔束帶（纒著）、帶劔、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク〕

次ニ皇后迴立殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス〔女官奉仕〕

次ニ御手水ヲ供ス〔同上〕

次ニ御檜扇ヲ供ス

此ノ間供奉諸員〔皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、皇后宮大夫、大禮使次官、式部次官、式部官、女官〕服装ヲ易フ〔男子ハ束帶（纒著）、帶劔、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク女子ハ五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲竝心葉ヲ著ク〕

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員南面ノ神門外ノ幄舎ニ參進本位ニ就ク

次ニ膳屋ニ稻春歌ヲ發シ〔樂官奉仕〕神饌ヲ調理ス〔掌典掌典補ヲ率井之ヲ奉仕ス〕

次ニ本殿南庭ノ帳殿ニ庭積ノ机代物ヲ安ク〔掌典掌典補ヲ率井之ヲ奉仕ス〕

次ニ掌典長本殿ニ參進祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇本殿〔迴立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル廻廊下ノ御路ニ布單ヲ鋪キ其ノ上ニ葉薦ヲ鋪ク〕ニ進御

式部長官宮内大臣前行シ〔侍從左右各一人脂燭ヲ乗ル〕御前侍從劍璽ヲ奉

シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張ル侍從長侍從侍從武官長侍從武官御
後ニ候シ皇太子親王王國務各大臣樞密院議長内大臣大禮使長官供奉ス
此ノ時掌典長本殿南階ノ下ニ候シ式部官左右各一人脂燭ヲ乗り南階ノ下
ニ立ツ

次ニ侍從劔璽ヲ奉シ南階ヲ昇リ外陣ノ幌内ニ參進劔璽ヲ案上ニ奉安シ西面ノ幌
外ニ退下簀子ニ候ス

次ニ天皇外陣ノ御座ニ著御侍從長掌典長. 南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

此ノ時皇太子親王王國務各大臣以下供奉諸員本殿南庭小忌ノ幄舎ニ著床
ス

次ニ皇后本殿南庭ノ帳殿ニ進御

式部次官皇后宮大夫前行シ〔式部官左右各一人脂燭ヲ乗ル〕女官御後ニ候
シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ皇后帳殿ノ御座著御女官殿外ニ候ス

此ノ時皇太子妃親王妃内親王王妃女王其ノ他供奉諸員殿外小忌ノ幄舎ニ
著床ス

次ニ大禮使高等官〔束帶（纒著）、帶劔、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク〕樂官ヲ
率井本殿南庭ノ本位ニ就ク

次ニ悠紀ノ地方長官〔服装大禮使高等官ニ同シ〕樂ヲ率井大禮使高等官ノ東方
ノ本位ニ就ク

次ニ國栖ノ古風ヲ奏ス

次ニ悠紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ皇后迴立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子親王王本殿ニ參進南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

次ニ本殿南庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補左右各一人脂燭ヲ秉リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老鰯盥槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官〔五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲竝心葉ヲ著ク〕一人御刀子筥ヲ執リ後取女官〔服装同上〕一人御巾子筥ヲ執ル女官〔白色帛畫、唐衣、紅切袴、青摺襷、日蔭絲竝心葉ヲ著ク、以下皆同シ〕一人神食薦ヲ執リ同一人御食薦ヲ執ル同一人御箸筥ヲ執リ同一人御枚手筥ヲ執ル同一人御飯筥ヲ執リ同一人鮮物筥ヲ執ル同一人干物筥ヲ執リ同一人御菓子筥ヲ執ル掌典一人蛸汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル掌典補二人空盞ヲ執リ同二人御羹八足机ヲ舁ク同二人御酒八足机ヲ舁キ同二人御粥八足机ヲ舁キ同二人御直會八足机ヲ舁ク

次ニ削木ヲ執レル掌典本殿南階ノ下ニ立チ警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御皇太子親王王侍從長（帶劔ヲ解ク）掌典長外陣ノ幌内ニ參入奉侍ス

次ニ御手水ヲ供ス〔陪膳女官奉仕〕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下〔陪膳女官奉仕〕

次ニ御手水ヲ供ス〔同上〕

次ニ神饌膳舎ニ退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ迴立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

（注意）天皇襦袢ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典長之ヲ供進シ供奉スヘキ諸員ハ直ニ小忌幄舎ニ著床ス

主基殿供課ノ儀

其ノ儀悠紀殿供饌ノ式ノ如シ

5 大嘗祭に対する考え方（政府見解に対する批判）

（1）はじめに

前述したとおり、政府見解によれば「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」と捉えられており、本件大嘗祭に関する宮内庁の説明も同旨である。

しかしながら、このような政府見解には従うことはできない。以下、大嘗祭に関する諸説をみながら、政府見解を批判する。

（2）戦前・戦中の公権的な解釈

以下は、大嘗祭についての戦前・戦中の公権的な解釈である。

ア 神祇官『大嘗会旨要』明治4．3

大嘗の権輿は天孫瓊瓊杵尊降臨の時に発す。……天孫降臨に際し、天祖三種の神器を天孫に授け給ひ、又斎庭の稻穂を賜ひて天壤無窮の神勅あり。之に由りて歴代の天皇、斎庭の稻穂を聞食し、以て宝祚を保ちたまふ。是ひ天職の本源たり。故に上古にありては、毎歳孟春より仲冬に至りて新嘗の事を行ひ、以て周歳の政務と為す。祭儀、十一月卯の日、天皇、天神地祇を親祭したまひ、辰巳の両日、悠紀・主基両国の新穀を聞食し宴を群臣に賜ふ。卯辰巳三日の儀の全く行はるる、是れ大嘗の真義にして、即ち臣民と共に天職を奉じたまふ所、所謂祭政惟一なるものなり。今や王政を古に復して八洲を掌握したまふの時、上古の本儀に拠りて大嘗の大典を行はせられ、其の天職を尽したまふ、更始の重事蓋し世に存

すべし。

イ 神祇省『大嘗会告論』明治4年11.10

大嘗会の儀は、天孫ニニギノミコト降臨の時、天祖天照御大神詔して豊葦原瑞穂国は吾御子の所知国と封じ給ひ、乃齋庭の穂を授け玉ひしより天孫日向の高千穂に天降ましまし、始て其稻種を播て新穀を聞食す、是れ大嘗新嘗の起源也。是より御歴代年々の新嘗祭あり。殊に御即位継体の初に於て大嘗の大儀を行ひ玉ふことは、新帝更に斯国を所知食し天祖の封を受玉ふ所以の御大礼にして、国家第一の重事たり。其義本月卯日宸寢儀忝く天祖天神地祇を饗祀ましまし、辰日高御座に御して新穀の饗膳を聞食し、即酒饌を百官群臣に賜ふ。是を豊明節会と云ふ。夫穀は天祖の授与し玉ふ所、生靈億兆の命を保つ所のものにして、天皇斯生民を鞠育し以て其恩頼を報じ、天職を奉じ玉ふ事斯の如し…

ウ 文部省『大礼の要旨』大正4

大嘗祭の意義…大嘗祭は遠く神代の昔より行はれたる最も重大なる祭祀にして、御代の初、新穀にて造りたる御飯・御酒を以て皇祖天照大神を初め、天神地祇に御親ら祭らせたまひ、御親らもきこしめすをいふ。年々行はせたまふ新嘗祭も同じ意義の祭祀なれば、大嘗祭を行はせたまふ年には別に新嘗祭を行はせられず。

即位の礼には、時代の変遷に伴ひて、唐風を採用せられたることもあれど、大嘗祭には更にかかること無く、すべて我が国上古の遺風を守らせらる。

ウ 内閣書記官室記録課『(大正)大禮記録』大8.3

大嘗祭とは、天皇即位の後、始めてトヨアシハラミズホノクニの新穀を以て、皇祖及天神地祇をユキ・スキの両殿に請饗せられ、且つ大親からも聞し食さるる大祀なり。其の皇祖及天神地祇に奉事せらるること、猶ほ在ますが如くし、以て報本反始の私を正しうし給ふ。従つて其の儀に主とする所は、崇高深朴、宛として、皇祖親臨の古を想はしむるに在り。

エ 文部省『大礼の要旨』昭3.10

大嘗祭は遠く神代の昔より行はれたる最も重大なる祭祀にして、御代の初、新

穀にて造りたる御饌・御酒を皇祖天照大神を初め、天神地祇に御親ら捧げ給ひ、御親らも之を聞こしめすをいふ。年年行はせたまふ新嘗祭も同じ意義の祭祀なれば、大嘗祭を行はせたまふ年には別に新嘗祭を行はせられず。即位の礼には、時代の変遷に伴ひて、唐風を採用せられたることもあれど大嘗祭にはかかること無く、我が国上古の遺風を守らせらる。

オ 内閣大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』昭和6．7．1

此の祭は天皇即位の後、始めて新穀をきこしめすに当り、先づ御躬ら天照大神及天神地祇を祀らせ給ふの儀にして、御一世一度の新嘗なれば之を大新嘗とも云ふ。

大嘗祭は至上の神事なるが故に古来潔斎を重んず。

神代を今に御親祭あらせらる大嘗祭・・・

御親供訖らせ給へば、御拝礼の後、御告文を奏し給ふ。時に八時四十分。此の瞬間こそ、大嘗宮の儀のうちにも最も崇厳なる御時刻と申し奉るべく、御親ら大祀を行はせ給ひ大孝を申べさせ給ふ大御心、大神の感応、如何にましまさむ。

次に御直会の儀に移る、即ち神に捧げ給へると御同様の御食・御酒を陛下御躬らきこしめし給ふなり。此等の御食・御酒こそ、神神の威霊と大御宝の至誠の凝り成せる悠紀主基の齋米もて造られしなり。

カ 国定修身教科書『初等科修身卷四』（第五期、昭和18～20）

大嘗祭は、わが国でいちばん尊い、いちばん大切な御祭であります。御一代に御一度、神代そのままに、かうがらしいこの御祭をあそばされるのは、実にわが大日本が、神の国であるからであります。／皇祖天照大神は、高天原で五穀の種子を得られて、これを天の狭他、天の長田にお植ゑさせになり、やがてみのつてから、大嘗殿できこしめされました。／皇孫瓊瓊杵尊の御降臨の時、「吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が児にまかせまつる」と仰せられ、この稲を以て御祖先をまつり、みづからもきこしめし、万民にも与えるやうにとおさとしになりました。このやうなありがたい大御心にしたがって、御代御代の天皇は、この御祭を厳かに行はせられたのであります。

大嘗祭・・・これこそ、実に大神と天皇とが御一体におなりあそばす御神事であつて、わが大日本が神の国であることを明らかにするもの、と申さねばなりません。

キ 小括

以上のように、戦前・戦中の公権的解釈では、大嘗祭は至上の神事であること、天皇は、大嘗祭において、天照大神と一体となること、神となることが明白に指摘されている。政府見解が大嘗祭の伝統について強調するのであれば、このような公権的解釈も伝統として無視し得ないはずであるが、政府見解では一切触れられていないのである。政府見解の伝統論は恣意的といわざるを得ない。

(3) 大嘗祭に関する緒論考

また、大嘗祭については様々な論考が展開されている。ここでは、主として小倉慈司「『敬神』と『信心』と—古代～近世」（『天皇と宗教』所収）によりつつ、その概要を述べる。

ア 折口信夫の「真床覆衾」論

昭和天皇の大嘗祭が実施された1928年6月、民俗学者折口信夫は「大嘗祭の本義」と題する講演を行った。翌々年に活字化された文章によれば、この講演の中で折口は、天皇の身体は魂の容れ物であり、天皇が大嘗祭において悠紀殿・主基殿での神事中、殿内に敷かれた神座にてフスマにくるまり、「天皇霊」を身体に身につけるといふ仮説を唱えた。『日本書紀』神代卷下には、天照大神の孫アマツヒコヒコホノニギノミコトは「真床追衾（真床覆衾）まどこおすふま」に覆われて天から高千穂峰に降臨したという神話が記されている。折口はこのマドコオフスマと神座におけるフスマを同一視したのである。そこからこの折口説は「真床覆衾」論と呼ばれるようになった。

折口自身の大嘗祭解釈には時期によって揺れがあり、必ずしもこの仮説に拘泥していなかったようである。しかしこの「真床覆衾」論は、戦後、天皇に関する研究が自由となり、さらに隣接諸分野の研究が活発化するなかで、広く取り上げられ、一般にも知られるようになっていった。

その後の大嘗祭研究は主に折口説の発展ないし修正といった形で展開していく。

そして1990年、約60年ぶりに大嘗祭が行われることになったときにまずマスメディアで紹介されたのが、この「真床覆衾」論であった。

イ 岡田精司の研究

無論、この間に折口説を批判する研究がまったくなかったわけではない。幾つか存在した折口説批判のうち、最も鋭い批判であり、かつ学界にも大きな影響を与えたのが、1983年に発表された岡田精司の説であった。

岡田精司は戦後史学においては等閑視された感のあった古代祭祀研究に積極的に取り組み、文献史学の立場から60年代以降の祭祀研究をリードしていた日本古代史研究者である。

岡田精司氏は、大嘗祭は持統朝に成立した祭儀であって伝統的王位就任儀礼とは見なせないこと、ついで天孫降臨神話は大嘗祭とは結びつかず、即位儀礼の祭儀神話と見るべきであるとし、大嘗宮には天皇の寝具（神座）とともに中宮（皇后を指す）の寝具も設けられていたと考えて、それはマドコオフスマではなく、聖婚儀礼のためのものであるとした。農耕儀礼の中には性的儀礼をとまなうものがしばしば見られる。岡田精司氏は、そうした儀礼が源流となり、6世紀頃の新嘗祭における采女と天皇の聖婚儀礼を経て、大嘗祭に取り入れられたと考えたのである。この聖婚儀礼説は日本史研究者の間では比較的広く支持されるところとなっていた。

また、岡田精司は、次のように、大嘗祭が持つ人民の服属儀礼としての意味合いも強調する。「大化改新ででき上がった天皇を中心とする政権は、畿内豪族の連合体と考えられています。それが畿外の地方豪族を従え、畿外の民がはるばる米と粟をはじめとするさまざまな供物をもって上京し、天皇の祭りに奉仕するということは、悠紀・主基の二つの国に日本の全国土を象徴して服従の誓いをさせるという意味をもちます。つまり、天皇の代替わりごとに改めて地方の豪族や人民に、服従の誓いをさせるわけです。律令制度が完成する天武朝の頃、新しい天皇への忠誠の誓いとしての大嘗祭が定められたのではないかと、そして持統天皇の即位のときから実施されるようになったのであろうと、私は思っています。この

ように大嘗祭が毎年の新嘗祭と違うのは、悠紀・主基の国を定めることにあり、それは地方の人民の服属儀礼の意味があるのです。」（「即位儀と大嘗祭」日本史研究会・京都民科歴史部会編『天皇制を問う』所収）。

ウ 岡田莊司の研究

神道史研究者である岡田莊司は「平成」の大嘗祭を間近に控えた1989年から1990年にかけて、折口説を全面的に論破する論考を発表する。

岡田莊司によれば、「真床覆袋」論ならびに聖婚儀礼説は以下のように否定される。

- ① 外来魂・遊離魂としての「天皇霊」の存在は史料的に認められず、したがって「天皇霊」が新天皇の体内に入ることによって、資格完成が得られるという考えは成り立たない。
- ② マドコオフスマの秘儀は古代・中世の日記や『日本書紀』神代卷注釈にも見出すことができない。「秘事口伝」とされているのは神膳供進の所作次第である。
- ③ 大嘗宮の寝座は迎えられた神が休まれると見立てられた神座であり、天皇が近づくことはない。所作上からも大神と天皇との間に明確な上下関係が見出せる。なお御座に天皇が着座する際の向きは『新儀式』神今食条逸文では東、平安後期の史料では東南とされていることから、祭神は天照大神であったと考えられる。
- ④ 大嘗祭は天皇のみの親祭であり、中宮（皇后）の関与はない。中宮の参加が確認できる新嘗祭の事例はいずれも皇后ではなく母后である。

結論として、大嘗祭は新天皇が初めて天照大神を迎え、神膳供進と共食儀礼を中心とする厳粛・素朴な祭りごとであり、この祭りごとをうけられることにより大神はますます靈威を増し、天皇もその神威を享受することとなる、とする。

エ 小倉慈司による岡田莊司説の検討

岡田莊司説のうち、大嘗祭の祭神について、平安後期以降、天照大神（および天神地祇）と考えられていたというのは良いとしても、それが大嘗祭成立当初か

らの姿であったかどうかについては検討の余地がある。この点については諸説存するが、当初の祭神は漠然としたかたちで捉えられており、それがやがて明確に天照大神であると認識されるようになったという可能性を考えておきたい。

岡田莊司説を踏まえた上で、なおかつ、一見素朴に見える天皇の神祭りが一代一度の大嘗祭として規定、実施されたことの意味こそ考えるべきであろう。岡田莊司説の問題点を取り上げれば、氏が大嘗祭を「素朴な祭りごと」と説明したところである。大嘗祭実施にかけられた費用や労働力に思いを馳せるだけでも、決してそれが「素朴」と片づけられるものでないことが明らかとなろう。

オ 小括

以上、極々一部であるが、大嘗祭に対する緒論考を概見した。

大嘗祭に対する考え方は様々であるが、大嘗祭の祭神が天照大神と天神地祇(天つ神と国つ神)であるということについては、大嘗祭を「真床覆衾」論、「聖婚儀礼」論、「素朴なまつりごと」論で見るとは違いはない。

しかし、政府見解は、この大嘗祭における天照大神と天神地祇の位置づけを「大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを祈念される」として、単に新穀の供え、「安寧と五穀豊穰」の「祈念」の対象に過ぎないものしている。すなわち、政府見解は、天照大神と天神地祇が大嘗祭の祭神であることを後退させ、大嘗祭の高度の宗教性を意図的に薄めているのである。

(4) 大嘗祭は皇位継承に不可欠の儀式か

ア 岡田精司の指摘

この点につき、前掲岡田精司「即位儀と大嘗祭」には次のような指摘がある。

「近年、しばしば『大嘗祭をやらなかった天皇は半帝と呼ばれた』という人がいますが、それは正確ではありません。鎌倉時代の仲恭天皇は四歳で父順徳天皇から譲位を受けますが、承久の乱によって在位三ヵ月足らずで、即位儀も大嘗祭も行わずに退位します。この仲恭天皇のことを『帝王編年記』は『半帝』と書いています。古書に『半帝』とあるのはこの天皇だけです。南北朝時代では、南朝

は後村上・長慶・後亀山と、三代とも大嘗祭を挙行していません。北朝は大体挙行しておりますが、崇光天皇は、戦乱のため大嘗祭の直前に南朝側に捕えられたため行っていません。次の表のように（※表は略）、南北朝時代には、北朝は殆どの天皇が大嘗祭を行っているのに、南朝側では全く挙行していません。吉野の山中に籠った南朝では悠紀・主基の国を定めることすら不可能だったのです。応仁の乱のあとは江戸初期まで、二二〇年も大嘗祭は中断しますので、十代の天皇が大嘗祭を挙行できませんでした。しかし彼らが『半帝』と呼ばれたことは全くありませんでした。大嘗祭は、『天皇』になるための不可欠の儀式ではなかったのです。ところが、先にみた仲恭天皇は、即位の儀ができなかったので『廢帝』として歴代天皇のうちに数えられていません。こうしてみますと、天皇に就任する儀式としては、大嘗祭よりも即位儀の方が重視されていたことがわかります。律令時代の大嘗祭は、天皇が即位儀を終えたのちに挙行する大がかりな神祭りでした。それが平安時代に入ると、性格が大きく転換します。それは『踐祚』の式が始まることと関係します。先帝が死亡したり譲位をうけたりすると、直ちに新天皇は三種神器を継承する踐祚の式を行います。それは桓武天皇の就任の時から始まりますが、それによって即位儀の中心である神器献上の儀の意味が軽くなり、即位儀の神器献上や中臣寿詞奏上も、大嘗祭の第二日＝辰の日の朝の行事に移されてしまい、そこで即位儀と大嘗祭の比重が逆転するようになります。大嘗祭の方が盛大に行われるようになるのは、このように平安時代以降のことです。それにもかかわらず、中世・近世まで、即位儀の方が天皇の地位に不可欠なものと考えられていたことは、先にみたとおりであります。中世末から二〇〇年余ち中断していた大嘗祭が再興されるのは、一六八七年(貞享四)のことです。中世末以来、衰えていた天皇家は、この当時幕府の管理下におかれて旗本領に相当する程度の御料地を与えられ、天皇の行動は公家諸法度で細かく規制されていました。天皇の外出も厳重に制限され、御所のすぐそばの仙洞御所の上皇の病氣見舞にゆくにも、江戸幕府の許可を受けなければならぬありさまでした。朝廷側(中心は靈元上皇)の願望と、幕府側の朝儀復興の方針とが一致して大嘗祭が再興されます

が、古代そのままではなく、かなり変形したものでした。大嘗祭に先立って天皇が加茂川にミソギにゆく御禊行幸は、行幸禁止の方針から復活を許しませんでしたし、悠紀・主基齋国の神供搬入の行列もありません。あくまでも幕藩体制の枠の中での“朝儀復興”というものでした。儀式の次第そのものも、二〇〇年以上も空白があるので、文献による考証に頼らざるをえませんが、大嘗宮の中の神事など、口伝によっていた部分など不明の点も多く、結局は“近世の大嘗祭”として古代とは相違するところの少なくないものとなりました。しかし、即位儀が中国風の形式をとったのに対し、大嘗祭が純神道形式で再興されたことは、水戸学や国学の学者たちにあたえた影響も大きく、即位儀よりもこちらの方が天皇就任儀礼の主体であると説かれるようになるのです。そして近代になると、明治天皇は即位式を神道風に改めて挙行し、大嘗祭も江戸城内で従来より大がかりなものとして行います。こうして大嘗祭は国家神道のなかで、最高の祭典として位置づけられてゆきます。」。

このように、歴史的にみるならば、大嘗祭は執り行われなかった期間がかなりあり、天皇代替わり儀式としては、大嘗祭よりも即位儀が重視されていた。そして、近代になってから、大嘗祭は天皇就任儀礼として最高の式典として位置づけられるようになったのである。

イ 史実に反する政府見解

しかし、政府見解は、上記のように「皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」と述べられている。これは史実に明らかに反する。

6 本件大嘗祭と憲法との関係

(1) 政教分離原則違反

ア 政府見解の要旨

政府見解は、前述したとおり、大嘗祭が「宗教上の儀式」ゆえに国事行為として行うことは困難であるとするものの「大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大

嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について、国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考えられる。」と論じる。

イ 政府見解は政教分離原則に相反する

しかしながら、政教分離の憲法論理からするならば、ある行事が「宗教上の儀式」であるからには、原則的に国は「公的」にそれに関わったり、それを「公的行事」としたりすることはできないということであり、ましてそれを国事行為としてなし得ないのは憲法論理上必然的な結果なのである。

また、政府見解が大嘗祭を公的行事とする根拠である皇位世襲制についても、憲法2条の「世襲」規定は、皇位就任が選挙その他の選定や能力によるものでなく、もっぱら血統に基づくものであることを明らかにしているにすぎないとするのが通説であり、それ以上の法的内容が憲法2条から抽出されるものではない。

さらに、先述した大嘗祭に関する戦前・戦中の公権的解釈からみられるように、戦前の大嘗祭は、神権的天皇制下の皇室神道及び国家神道と不可分であったのであり、この意味で大嘗祭は公的な国事行為であった。よって、神権的天皇制を否定した新憲法の下では、大嘗祭は「公」から「私」へ転化し、公的性格の原理的基盤は喪失している(なお、毎年の新嘗祭は皇室の私的行事として行われている。)。公的性格論が成り立たない以上、大嘗祭への公費支出の「目的」は宗教的意義しか持ち得ない。そして、その効果も皇室神道を援助、助長、促進するものというほかない。さらに、本件大嘗祭への巨額の血税の投入(約27億円)は「過度のかかり合い」であることは明白である。

したがって、政府見解に基づき本件大嘗祭を執り行うことは、政教分離原則に反する。

(2) 服属儀礼と国民主権・思想良心の自由・信教の自由の問題

ア 服属儀礼の憲法違反性

前記5(3)イで論じたとおり、大嘗祭の本質として人民の服属儀礼という側面も指摘されている。本件大嘗祭についてみるならば、本件大嘗祭は、日本国民が天皇に服属する儀礼であって、国民主権原理に反するばかりか、思想良心の自由・信教の自由を侵害することにもなる。

イ 「国栖の古風」

(ア) ここで注目すべきは、本件大嘗祭の次第に「国栖の古風を奏する」ことが含まれている点である。

2019年10月2日に開催された大礼委員会(第8回)で説明された「大嘗宮の儀関係資料」には、次の「10 国栖の古風」が含まれている。

記

10 国栖の古風

櫃の生に
横臼を作り
横臼に
醸める大御酒
甘らに
聞こし以て飲せ
まろが父

この歌は、応神天皇が吉野宮に行幸になった折、国栖の人々が大御酒を醸して献上したときに歌った故事に由来すると言われていています。

(イ) 「大嘗宮の儀関係資料」には、「国栖の古風」につき上記のようにあるが、これが大嘗宮のうち「風俗歌国栖古風唄」(楽師が、歌(悠紀地方及び主基地

方の風俗歌と国栖の古風)を奏する建物)において奏されたのである。

これは天皇に対する人民の服属儀礼という大嘗祭の本質を表す最たる例である。この点について、戸村政博著『即位礼と大嘗祭を読む』には次のように触れられている。「吉野の国栖は、応神朝に吉野川の川上に住んでいた地の民が服属し、贄を献げた故事を豊明節会に演奏する。」(111頁)「国栖の奏は、応神天皇が吉野宮に行幸した時、吉野川の川上の『峯嶮シク、谷深』いところのほら穴に棲んでいた国栖の人が、天皇に醴酒をささげて歌をうたい、歌いおわるや『ロヲ打チテ仰ギ咲』ったことから、その所作を演じるものが国栖奏であった。この祭礼は、現在も毎年旧正月一四日、奈良県吉野町の浄見原神社で行われている奉納歌舞に引き継がれている。次の掲げるのは、その目撃者の証言である。“何年か前に、大和の吉野川上流の切り立った断崖上で演じられている『国栖奏』を見に行きました。このマツリは、幕末から維新にかけてでしたが、いったん途切れましたが、ともかく千余年の伝統を保っています。見て驚いたのは、吉野川の物産を朝廷に‘御贄’として献上する儀式としてこの祭礼が行われるのですが、ともかく蛙のようにはいつくばって献上するのです。古代そのままということはないと思うんですが、きわめて呪術的な儀式です。そのそこに流れているのは、明らかに〈征服・被征服〉の関係ですネ(野間宏・沖浦和光『日本の聖と賤』中世編)。”この際立った『平伏』パフォーマンスによって捧げられたのは、醴酒や山藁ではなく、かれらの芸能そのものであり、その芸能に込められたかれらの魂であった。」。

(ウ) 本件大嘗祭における「国栖の古風」に明らかなように、大嘗祭には人民服属儀礼という側面がその本質として組み込まれているのである。

前掲『即位礼と大嘗祭を読む』では、これを「王権の歴史は、征服の歴史であった。征服によってだけ、王権は生き延びることができたのである。それゆえ、王権の祭りは、征服の祭りである。征服の祭りは、征服した者がその力を誇示し、征服された者が服属の歌を捧げることによって、自らの忠誠心を披瀝するリサイタル(独奏会)である。」(140頁)と評している。

7 本件後鎮祭について

本件後鎮祭は「大嘗宮の各殿、神門が無事安泰であって、大嘗祭を滞りなく行わせて頂いたことを深謝しての祭りとみられる。」（鎌田純一『平成大礼要話』242頁）とあるように、大嘗祭の祭神である天照大神、天神地祇に「深謝」するものである。この儀式も、これまで論じた視点からすると、憲法（国民主権原理、政教分離原則、思想良心の自由、信教の自由）に違反することは明らかである。

8 まとめ

以上、本件大嘗祭を中心に、儀式挙行に至る経過や政府見解の問題性、大嘗祭に対する考え方を検討してきた。本件大嘗祭を公的行為と位置づけ、国の公金によって挙行することは憲法に違反するものといわなければならない。

以上